目 次

#### 津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

公示送達

#### 津市公告

平成30年度津市職員採用試験実施

平成30年度津市職員採用試験(職務経験者対象)実施

条件付一般競争入札執行

開発行為に係る工事の完了

犬の抑留

平成30年7月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

#### 津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

#### 津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市消防本部公告

平成30年度津市消防職員採用試験実施

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会公告

平成30年度津市幼稚園教諭·養護教諭採用試験実施

#### 津市選挙管理委員会告示

自山町土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数 自山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任 白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任 三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部改正 白山町土地改良区総代会総代選挙における当選人 白山町土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

### 津市告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成5年津市告示第64号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月1日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

つつじが丘自治会

三重県津市渋見町字北浦770番地141

代表者 諸岡 明彦

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	田和實
<b>发</b> 史 削	三重県津市渋見町630番地142
亦軍效	諸岡 明彦
変更後	三重県津市長岡町750番地20

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成30年4月15日の通常総会において改選されたため。

### 津市告示第192号

津市自転車等の放置の防止に関する条例(平成18年津市条例第209号) 第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している 自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月10日

# 津市長 前 葉 泰 幸

# 1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
一身田町地内	1	平成30年 7月 2日
江戸橋二丁目地内	1	平成30年 7月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成30年 7月 3日
久居小野辺地内	1	平成30年 7月 4日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月 5日
栄町四丁目地内	2	平成30年 7月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月12日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月13日
津新町駅北公共自転車等駐車場	9	平成30年 7月13日
津新町駅南公共自転車等駐車場	1 1	平成30年 7月13日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	1	平成30年 7月13日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	1 6	平成30年 7月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成30年 7月17日
白塚町地内	2	平成30年 7月17日
久居元町地内	1	平成30年 7月17日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成30年 7月18日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月18日
栗真中山町地内	1	平成30年 7月19日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月20日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月23日
納所町地内	5	平成30年 7月24日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 7月25日

津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成30年	7月27日
----------------	---	-------	-------

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

### 津市告示第193号

下記の者の平成30年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年8月13日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
0000000000000000	00 0
000000000000000000000000000000000000000	000000000000000
000	0 00
00000000000000	00 00

### 津市告示第194号

下記の者の平成30年度市民税・県民税納税通知書等は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部市民税課で保管し、 送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成30年8月14日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
00000000000	00 00	平成29年度市民税・県
000000000		民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000000	00000000	平成30年度市民税・県
00 00000000	0 000000	民税納税通知書第2期か
0	00000	ら第4期まで
00000000 00	0000000	平成30年度市民税・県
000000	00000 000	民税納税通知書第2期か
	0 000000	ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
000 0000000		民税納税通知書第2期か
00		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00 00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
5第4期まで   平成30年度市民税・県民税納税通知書第2期から第4期まで   平成30年度市民税・県民税・県民税・規書第2期から第4期まで   平成30年度市民税・県			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
R税納税通知書第 2 期から第 4 期まで   平成 3 0 年度市民税・県民税納税通知書第 2 期から第 4 期まで   平成 3 0 年度市民税・県			- 71.
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
<ul> <li>○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</li></ul>			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
5第4期まで   平成30年度市民税・県民税納税通知書第2期から第4期まで   平成30年度市民税・県			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			
ら第4期まで         ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00000000		民税納税通知書第2期か
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00000000000	00 0	平成30年度市民税・県
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00 0000000		民税納税通知書第2期か
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	0000		ら第4期まで
ら第4期まで         ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	0000000000	00 00	平成30年度市民税・県
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	0000000		民税納税通知書第2期か
○○       ○○       民税納税通知書第2期から第4期まで         ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			ら第4期まで
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	00 0000000		民税納税通知書第2期か
	00000		ら第4期まで
○ ○○○○○○○   民税納税通知書第2期か	00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
	0 00000000		民税納税通知書第2期か

		ら第4期まで
0000000000	00 0	平成30年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書第2期か
00 00000000		ら第4期まで
000000		
0000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
00 0000000	00000000	民税納税通知書第2期か
0	00000000	ら第4期まで
0000000000	00000000	平成30年度市民税・県
000000	00000 000	民税納税通知書第2期か
	0000	ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
00000000		ら第4期まで
00000000000	00 0	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
000 0000000		民税納税通知書第2期か
000000		ら第4期まで
0000000000	00 0	平成30年度市民税・県
000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
000000000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0000000000		民税納税通知書第2期か
0000		ら第4期まで

		1
000000000	00 0	平成29年度市民税・県
		民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000000	00 0	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
00		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000	00 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
0 000000000	00000	民税納税通知書第2期か
00		ら第4期まで
00000000000	00 0	平成30年度市民税・県
00 0000000 0		民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0 00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0 00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
I	I	ı l

000000000	00 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
0000000000	00 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成29年度市民税・県
00 00000000		民税納税通知書過年度随
000		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書第2期か
000		ら第4期まで
00000000000	0 0	平成30年度市民税・県
00 00000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000 00	00 00	平成30年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00		民税納税通知書年金特徴
		仮徴収第1期から翌年度
		仮徴収第3期まで
00000000 00	0000000	平成30年度市民税・県
000000	00000000	民税納税通知書第2期か
I	1	1

	00000000	ら第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	00000 000	民税納税通知書第2期か
00000	000000 00	ら第4期まで
	000	
00000000000	00000000	平成30年度市民税・県
0 000000000	000000 00	民税納税通知書第2期か
00000	00000	ら第4期まで
00000000000	00 0000	平成30年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 00	平成30年度市民税・県
0000000000		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000 000000		民税納税通知書第2期か
00000		ら第4期まで
00000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 000000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成30年度市民税・県
00000 00000		民税納税通知書第2期か
00000		ら第4期まで
0000000000	00 0	平成30年度市民税・県
0 00000000		民税納税通知書第2期か
0000		ら第4期まで
00000000000	00 00	平成29年度市民税・県
0 000000		民税納税通知書過年度随
		時2期
00000000000	0 000	平成29年度市民税・県
00000000000		民税納税通知書過年度随
00000		時 2 期

00000000000	000 00	平成29年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書過年度随
00		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
0000000000	0000000 0	平成30年度市民税・県
0 000000000	000000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
0	0	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
0	0000 0000	民税納税通知書第2期か
	0	ら第4期まで
00000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
0	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	0 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
00 00000000	000000	民税納税通知書第2期か
00		ら第4期まで
00000000000	00000000	平成30年度市民税・県
0 000000000	000000 00	民税納税通知書第2期か
0	000000	ら第4期まで
00000000000	00000000	平成30年度市民税・県
0 000000000	000000 0	民税納税通知書第2期か
0	000000	ら第4期まで

	00000	
0000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 000000	民税納税通知書第2期か
000	00	ら第4期まで
00000000000	0000000	平成30年度市民税・県
00	0 000000	民税納税通知書第2期か
	0000	ら第4期まで
0000000000	0000 0000	平成29年度市民税・県
0000000	00 00000	民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	00 0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 0000 0	平成30年度市民税・県
0 000000000	0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000		民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	00 0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 00000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 0000 0	平成30年度市民税・県
0 000000000	000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
0 000000000	00000	民税納税通知書第2期か

0		ら第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	0	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
0 000000000	0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00000 00	平成30年度市民税・県
0 000000000	0 0000	民税納税通知書第2期か
0		ら第4期まで
00000000000	00000 00	平成30年度市民税・県
0	000000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
000000	0 000	平成29年度市民税・県
		民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000	0000000	平成30年度市民税・県
	0 000000	民税納税通知書第2期か
	0000	ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	00 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	000 0000	民税納税通知書第2期か

	0000	ら第4期まで
0000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	0 000000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000	0000000 0	平成30年度市民税・県
	000000 00	民税納税通知書第2期か
	0000	ら第4期まで
0000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
	00 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
000000	0000000	平成30年度市民税・県
	0000 0000	民税納税通知書第2期か
	0	ら第4期まで
0000000000	000 0000	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 0 00	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
000000	00 00	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000	00 000	平成30年度市民税・県
		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	00 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県

	0 0000 00	民税納税通知書第2期から第4期まで
000000000	000 000 0	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	0000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	000000 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
0000000	000000 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
0000000	000000 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
0000000	0000000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
00000000	000 000 0	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000	0 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か

		ら第4期まで
00000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	000 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 0000 0	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	0 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	0 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県

	00	民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	00 0000 0	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期から第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 00000	民税納税通知書第2期から第4期まで
000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	00 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
00 00000000	0 000000	民税納税通知書第2期か
	0	ら第4期まで
00000000000	0000 0000	平成30年度市民税・県
00 00000000	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000 000 0	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000 0000	平成30年度市民税・県
	0 000000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 00000	平成30年度市民税・県
	000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	00 00	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで

0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	0	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	00 00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
	00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	00	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	00	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	000 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	0	民税納税通知書第2期か

		ら第4期まで
0000000000	000 000 0	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	00 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00000 00	平成30年度市民税・県
	0 000000	民税変更 (賦課決定) 通
		知書
0000000000	00 00000	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000000	00 000 00	平成30年度市民税・県
	0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
0000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	0000 0000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000	00 00	平成30年度市民税・県

		民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000	0000000 0	平成30年度市民税・県
	000000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	000000 00	民税納税通知書第2期か
	00000	ら第4期まで
00000000	0000000	平成30年度市民税・県
	000000 00	民税納税通知書第2期か
	0000 0000	ら第4期まで
	00000	
00000000	0000000 0	平成30年度市民税・県
	00000 000	民税納税通知書第2期か
	00000	ら第4期まで
00000000	0000 00 0	平成30年度市民税・県
	0000 0000	民税納税通知書第2期か
	00	ら第4期まで
0000000000	0000 000	平成29年度市民税・県
	0 000000	民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
0000000000	0000 000	平成29年度市民税・県
	0000	民税納税通知書過年度随
		時2期及び平成30年度
		市民税・県民税納税通知
		書第2期から第4期まで
00000000000	00000 000	平成30年度市民税・県
0000000000	00000 000	民税納税通知書第2期か
	0000	ら第4期まで
00000000000	000000 00	平成30年度市民税・県

0000000	00000	民税納税通知書第2期から第4期まで
0000000000	000 00000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000000000000000000000000000000000	0000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000000000000000000000000000000000	0000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000	0000 0000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
00000	00000000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	000000 00	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	0000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
000000000	0000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで
00000000	000 000	平成30年度市民税・県 民税納税通知書第2期か ら第4期まで

0000000	00000000	平成30年度市民税・県
	0 0000 00	民税納税通知書第2期か
	00000	ら第4期まで
0000000	000000 0	平成30年度市民税・県
	00000 000	民税納税通知書第2期か
	00 00000	ら第4期まで
	0	
0000000	0000000	平成30年度市民税・県
	00000 000	民税納税通知書第2期か
	000	ら第4期まで
0000000000	000 0000	平成30年度市民税・県
	00000	民税納税通知書第2期か
		ら第4期まで
00000000	00000000	平成30年度市民税・県
	0 000000	民税納税通知書第2期か
	00 00000	ら第4期まで
0000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	000 00000	民税納税通知書第2期か
	00	ら第4期まで
0000000	0000000	平成30年度市民税・県
	0000 0000	民税納税通知書第2期か
	00 00000	ら第4期まで
	00	
0000000	000000 00	平成30年度市民税・県
	00000 000	民税納税通知書第2期か
	0000 0000	ら第4期まで
	000	

津市公告第111号

平成30年度津市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成30年8月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

# 1 職種等、採用予定人数及び受験資格

職	採用	受験	
種	予定	学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
等	人数	(1) 学校教育法による大学院・大学・	○ 大学院修了
事 務 職	三十五人程度	(月) 学校教育伝による人学院・人学・ 短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程)・高等学校・中学校又 はこれらに相当すると市長が認める 学校等を卒業(修了)した人又は平 成31年3月卒業(修了)見込み (中学校卒業見込みを除く。)の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格 があると認める人	<ul> <li>○ 大学院修り 昭和60年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 大学卒 昭和62年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)卒 平成元年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 高等学校卒 平成3年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 中学校卒 平成3年4月2日以降平成13年4月1日までに出生の人</li> </ul>
事務職	一人程度	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人	
技術、職	二人程度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大 学・短期大学・高等専門学校・専 修学校(専門課程)・高等学校 はこれらに相当すると市長が認め る学校等を卒業(修了)した人又 は平成31年3月卒業(修了)見 込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において 土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格 があると認める人	<ul> <li>○ 大学院修了 昭和60年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 大学卒 昭和62年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)卒 平成元年4月2日以降出生の人</li> <li>○ 高等学校卒 平成3年4月2日以降出生の人</li> </ul>
技 術 械 )	二人程度	(1) 次のすべての条件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大 学・短期大学・高等専門学校・専 修学校(専門課程)・高等学校又 はこれらに相当すると市長が認め る学校等を卒業(修了)した人又 は平成31年3月卒業(修了)見 込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において 機械に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格 があると認める人	

_			
職	採用	受 験	資 格
種	予定	   学歴、免許等	生年月日等
等	人数		,,
保育士	十人程度	保育士資格と幼稚園教諭普通免許状 の両方を有する人又は平成31年3月 までに有する見込みの人	○ 昭和62年4月2日以降出生の人
保健師	一人程度	保健師免許を有する人又は平成31 年4月までに有する見込みの人	
技能員	十人程度	中学校卒業以上の学歴を有する人	○ 昭和59年4月2日以降平成13年4 月1日までに出生の人
技能員	五人程度		

すべての職種に共通する受験資格

地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人で通勤可能な人

# 2 職務内容

職	種	等	職	務	内	容
事	務	職	ᆥᄔᄼᆖᆉᆥᅗᅏ			
事	務	職	一般行政事務			
(身	体障がい者対	(象)				
技 (	新 土 木	職 )	土木事業に係る計画	可、設計、	施工管理等に	に関する技術的業務
技	術	職	施設等に係る設計、	施工・維	持管理等の機	幾械に関する技術的
(	機械	)	業務			
保	育	士	児童福祉施設(保育 児童の保育業務、幼児			)他の施設における
保	健	師	乳幼児、妊産婦、成	え人等の保	健指導業務等	

職種等	職務內容
技 能 員 ( 清 掃 員 等 )	清掃、用務等の労務作業
技 能 員 ( 調 理 員 )	学校、児童福祉施設(保育所等)等における給食業務

### 3 受験手続等

#### (1)受付期間・受付時間

平成30年8月3日(金)から平成30年8月24日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### (2)提出書類

- ア 津市職員採用試験申込書(受験票付き) -----1 通
  - ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。
  - ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色の A4版(縦:29.7cm、横:21cm )を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。 印刷用紙に白色の A4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。
- ※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。
- イ 返信用封筒-----2通(持参による申込みの場合は1通)
  - ※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)
  - ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、**82円切手をはり付け**、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。
- ウ 事務職(身体障がい者対象)を受験する人は、身体障害者手帳(受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ)の写し-----1通

### (3)提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、<u>必ず簡易</u> 書留郵便により次の送付先まで送付してください。

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

#### イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎7階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

### (4) その他

- ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、 書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらによ り生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してく ださい。
- イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。
- ウ 郵送による場合で平成30年9月3日(月)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課 (電話番号 059-229-3106) へお問い合わせください。
- エーインターネット、電子メール等による提出はできません。
- オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

### 4 第1次試験

#### (1)試験科目

職	種	等	試	験	科	目			
事	務	職		₩, ¥, 3+ EA	<b>声</b>	1			
	務 障がい者	職 対象)		教養試験・事務適性検査					
技 (	術 土 木	職 )		<b>₩</b> ¥ ₹ <b>\</b>	-t-1113-1±6-				
技 (	術 機 械	職 )	教養試験・専門試験						
保	育	士		数卷試驗	• 専門試験				
保	健	師		<b>秋食时</b>	41 1 BY WX				
技 ( 注	能 青掃員等	員 <sup>注</sup> )		<b>北美沙</b> 縣	<i>兴欢</i> `	7			
技 (	能 理 員	員 ( )		<b>教養</b>	労務適性検査	£			

#### (2)試験の内容

試	験	科	目	試	験	0)	内	容
教	養	試	験				-般知識並びに ]についての択	
事	務 適	性検	查	事務職員と みるための択っ			弘速さ等の作業	能力の面から

専		術 土 木	職 )	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、 土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関 する択一式による筆記試験
門	技 (	術 機 械	職 )	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)及び電子機械に関する 択一式による筆記試験
試	保	育	士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、 保育原理、保育内容及び子どもの保健(精神保健を含む。)に関す る択一式による筆記試験
験	保	健	師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関 する択一式による筆記試験
労	務道	歯性検	查	技能員としての適応性を作業適性及び社会適応性の両面からみる ための択一式による筆記検査

- ※ 教養試験及び専門試験(技術職(土木)、技術職(機械))の試験問題は、高等学校卒業程度です。
- ※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。

### (3)試験日

平成30年9月16日(日)

### (4)試験場所

津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地)又は津市本庁舎(津市西丸之内23番1号) ※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

### (5) 結果発表

平成30年10月9日(火)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

# 5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

### (1)試験科目·試験日

職種等	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
		平成30年10月20日(土)
	口述試験(個人面接)	又は
事務職		平成30年10月21日(日)
事務職 (身体障がい者対象)	実地試験 (グループワーク)	
	ケーススタディ試験	平成30年10月22日(月)
	職場適応性検査	
		平成30年10月20日(土)
	口述試験(個人面接)	又は
技術職 (土木)		平成30年10月21日(日)
技術職 (機械) 保健師	実地試験(グループワーク)職場適応性検査	平成30年10月22日(月)

職種等	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
保育士	実技試験 (課題実技) 職場適応性検査	平成30年10月23日(火)
技能員(清掃員等) 技能員(調理員)	口述試験(個人面接) 職場適応性検査	平成30年10月20日(土) 又は 平成30年10月21日(日)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

#### (2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 結果発表

平成30年11月初旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとと もに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

### 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目

口述試験(個人面接)・・・全職種 集団討議・・・保育士、技能員(清掃員等)及び技能員(調理員)を除く全職種

### (2)試験日

平成30年11月中旬から下旬まで 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3)試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

### (4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

### 7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、 通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

### 8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、2019(平成31)年4月1日以降2019年5月1日までに採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)。

- (2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。 なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。
- (3)受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

### 9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学    歴	初任給(給料)※1	給与月額(見込)※2
大学院(修士課程)修了	192,700円	228,500円
大学卒(保健師養成所卒含む。)	179,200円	212,500円
短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程) 卒	162,700円	192,900円
高等学校卒又は中学校卒(18歳の 場合)	151,500円	179,700円

- ※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。
- ※2 上記の給与月額は、給料、地域手当(勤務地:津市)及び時間外勤務手当を含んでいます(100円未満の金額については切り捨てで表記しています。)。また、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数(15時間程度)で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当(平成29年度実績4.4月分)が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

### 10 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時まで)です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

- (例1) 児童福祉施設(保育所等)等に勤務する保育士及び技能員(調理員)の場合 勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時 30分から午後7時までのうち7時間45分(施設等により異なる場合があります。)
- (例2) 学校等に勤務する技能員(調理員)の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで(学校等により異なる場合があります。)

#### (2) 勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

#### (3) 休日

原則として、週休2日制(土曜日・日曜日)で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります(上記「(1)勤務時間」を参照)。

#### (4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇(結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

#### (5) 福利厚生

### ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

#### イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

#### ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

### (6)人事・研修制度

#### ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

#### イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

#### ウ 研修制度

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

### 11 その他

#### (1)条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務 を良好な成績で遂行したときに正式採用になります(給与等に変動はありません。)。

#### (2) 併願について

津市教育委員会が実施する幼稚園教諭等の採用試験との併願が可能です。

#### (3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課(津市本庁舎7階)までお問い合わせください。電話番号(059-229-3106)

# 日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさ わる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」 にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

## ○ 「公権力の行使」に係る職務について 「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を 規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容 を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

#### (「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

#### ○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第112号

平成30年度津市職員採用試験(職務経験者対象)を次のとおり実施します。 平成30年8月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

### 1 職種、採用予定人数及び受験資格

職	採用	受 験	資 格
種	予定 人数	経 歴、免 許 等	生 年 月 日 等
		平成25年4月1日から平成30 年7月31日までの間に、民間企業 等における職務経験が3年以上ある	<ul><li>○ 大学院修了</li><li>昭和34年4月2日以降昭和60年4月1日までに出生の人</li><li>○ 大学卒</li></ul>
事	三	人	昭和34年4月2日以降昭和62年
務	人 程		4月1日までに出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程)卒
職	度		昭和34年4月2日以降平成元年 4月1日までに出生の人 ○ 高等学校・中学校卒
			昭和34年4月2日以降平成3年 4月1日までに出生の人
言語	<u> </u>	平成25年4月1日から平成30 年7月31日までの間に、医療機	<ul><li>○ 昭和34年4月2日以降昭和62年 4月1日までに出生の人</li></ul>
聴	人	関、社会福祉施設等における職務経	
覚	程	験(言語聴覚士としての職務経験に   限る。) が3年以上ある人で、言語	
士	度	聴覚士免許を有する人	

すべての職種に共通する受験資格

地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにもに該当しない人で通勤可能な人

#### 【注意事項】

(1)上記の「民間企業等における職務経験」「医療機関、社会福祉施設等における職務経験」には、会社員・自営業者・公務員等として1年以上継続して勤務した期間が該当し、また、当該期間が複数ある場合は通算します。当該職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員(正職員)としますが、正社員(正職員)以外の雇用形態であっても、1つの事業に1週間当たり30時間以上従事している場合に限り、正社員(正職員)の職務経験とみなします。ただし、本市職員としての経験は対象外とします。

また、当該期間の算定については、月単位で計算を行います。月の途中での就労及び退職は、就労及び退職日を含む月を1か月とみなします。ただし、同じ月に重複する職歴がある場合は、一方のみを算入します。

- (2) 最終合格者については、上記の職務経験を確認するため、当該職務経験に係る在職証明書 (原則として、勤務先による押印等が必要です。) を提出していただきます。当該職務経験 が確認できない場合は、採用されません。
- (3) 複数の職種を同時に受験することはできません。
- (4) 平成30年8月1日現在に本市職員(任期付職員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)である方は受験できません。

### 2 職務内容

	職		種			職	務	内	容	
事		務		職	一般行政事	事務				
詍	語	聴	覚	士	音声機能、 向上を図る記			障がいのあ	る方のその機能	の維持

# 3 受験手続等

#### (1)受付期間・受付時間

平成30年8月3日(金)から平成30年9月28日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### (2) 提出書類

- ア 津市職員採用試験(職務経験者対象)申込書(受験票付き)-----1通
  - ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。
  - ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色の A4版(縦: 29.7cm、横: 21cm )を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。 印刷用紙に白色の A4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。
- ※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。
- イ エントリーシート (No. 1、No. 2及び No. 3) ------それぞれ1通
  - ※ エントリーシートは、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色の A4版(縦: 29.7cm、横: 21cm )を使用し、それぞれ1枚ずつ **片面印刷してください。**印刷用紙に白色の A4版を使用していない場合及びそれぞれ1枚ずつ 片面印刷していない場合は、受理できません。)

- ※ エントリーシートは必ず**受験者本人が直筆で記入**するものとし、黒のボールペン又はインク (消せるボールペンは使用できません。)を使用し、楷書で丁寧に書いてください (コピーの 提出は受理できません。)。
- ※ 所定の枠内に記入してください。また、別紙や資料等を添付することはできません。

#### ウ 返信用封筒-----2通

- ※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)
- ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知を送付しますので、**82円切手をはり付け**、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

#### (3)提出方法

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験(職務経験者対象)申込書在中」と朱書きの上、**必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。** 

平成30年9月28日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

- ※ 提出方法は原則郵送のみとなりますので提出書類に不備等がないよう十分注意してください。
- ※ 郵送による提出を原則としますが、やむを得ず上記送付先に持参する場合であっても、その 場での受付は行わず、郵送による提出と同様の取り扱いとします。

#### (4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、 書類を返却(返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらにより生 じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してくださ い。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

- ウ 平成30年10月9日(火)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。
- エ インターネット、電子メール等による提出はできません。
- オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。また、再提出を行うことはできません。

# 4 第1次試験

書類選考を行います。

#### (1) 選考の内容

エントリーシートに記載された内容に基づき選考します。

#### (2) 結果発表

平成30年10月中旬に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知 日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

# 5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

### (1) 試験科目

- ア 社会人基礎試験
  - ※ 職務基礎力試験(社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野及び 論理的な思考力を問う分野の3分野に関する択一式による筆記試験)及び職務適応性検 査(社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証するための択一式による筆記検 香)
  - ※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。
- イ 口述試験(個人面接)

#### (2)試験日

平成30年10月27日(土)又は平成30年10月28日(日)の2日間(予定) 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

### (4) 結果発表

平成30年11月中旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

# 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

### (1) 試験科目

口述試験 (個人面接)

#### (2)試験日

平成30年11月下旬 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3)試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

# 7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、 通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

# 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)。
- (2) 上記(1) の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。 なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。
- (3) 受験資格を満たさない場合又は申込書等に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

# 9 採用後の給与等

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

#### 【給与等のモデル】

職務経験年数等	職名	条件	給与月額(年収)例	
38歳 大学卒 (職務経験16年の場合)	主査	配偶者、子2人	約32万円 (年収約520万円)	
44歳 大学卒 (職務経験22年の場合)	担当副主幹	配偶者、子2人	約36万円 (年収約595万円)	
50歳 大学卒 (職務経験28年の場合)	担当主幹	配偶者、子2人 (子の1人は16歳 ~22歳)	約43万円 (年収約695万円)	

※ 上記給与月額例には給料のほかに、地域手当(勤務地:津市)、扶養手当及び時間外勤務手 当(又は管理職手当)を含んでおり、学歴、職務経験等により異なります。また、年収例に は期末手当及び勤勉手当(平成29年度実績4.4月分)を含みます。

なお、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数を元 に算出しています。

- ※ 扶養手当については、扶養親族である子がある場合はそれぞれ月額10,000円(満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子がある場合はそれぞれ月額5,000円加算)、子以外の扶養親族がある場合はそれぞれ月額6,500円支給されます。
- ※ 平成30年8月1日時点の条例等に基づき算出したものであり、採用日までに給料の改定 等があった場合は、当該改定等後の額となります。

# 10 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は 正午から午後1時まで)です。ただし、勤務内容等によって異なる場合があります。

#### (2) 勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

#### (3) 休日

原則として、週休2日制(土曜日・日曜日)で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)があります。ただし、勤務場所により異なる場合があります。

#### (4)休暇等

年次有給休暇、特別休暇(結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

#### (5)福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

#### イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

#### ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

# (6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

#### イ 研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

# 11 その他

# (1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務 を良好な成績で遂行したときに正式採用になります(給与等に変動はありません。)。

# (2) 問い合わせ

この試験の詳細については津市総務部人事課(津市本庁舎 7 階)までお問い合わせください。電話番号 (059-229-3106)

# 日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさ わる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」 にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

- 「公権力の行使」に係る職務について 「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。
  - 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を 規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
  - 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容 を含む業務
  - 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
  - 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

#### (「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務
- 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

# 津市公告第113号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により公告します。

平成30年8月3日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

# 募集要項

## 1 件名

ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

# 2 募集内容

(1) 募集対象

ボートレース津外向発売所内で営業する売店事業者(主に食料品等の販売運営)

(2) 場所

津市藤方658番地1 ボートレース津外向発売所内 (1階建、38.73平方メートル)

# 3 入店の要件

(1) 営業日

ボートレース津外向発売所の営業日(年間約360日を予定)に必ず営業しなければならない。ただし、津市が臨時に休館日を設ける場合や営業する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(2) 営業時間

営業時間は、午前7時30分から午後8時30分までとする。ただし、ボートレース 津外向発売所の営業時間に変更があった場合は、それに準じ営業すること。

(3) 販売品目

次の品目は必ず販売すること(他は任意とする。)。

- ア 御飯類 弁当、おにぎり
- イ 軽食類 菓子パン、サンドイッチ
- ウ 菓子類 スナック菓子、アイスクリーム
- 工 飲料水 水、茶、清涼飲料水、炭酸飲料
- 才 乳製品 牛乳
- カ その他 たばこ、赤ペン、ボートレース関連雑誌及びグッズ (津市又は津市が認める団体等から販売依頼がある商品)

#### (4) 注意事項

ア 酒類、汁物(味噌汁、ラーメン、おでん等)及びチューインガムの販売又は提供は 禁止する。

- イ 使用できるのは、電気及び水道で、ガスの配管は無く、ボンベ等による火気の使用 は禁止する。
- ウ 電子レンジによる加熱サービスは可とし、ホットプレートの使用は禁止する。
- エ 搬入する什器等については、事前に担当者へ連絡し、許可を得ること。

- オ 分別回収ボックスを設置し、ごみを適切に回収・処分すること。
  - ※ 年1回(2月頃)午前8時30分頃から午後6時頃まで停電を伴う作業があるため、冷凍関係を管理すること。

## 4 行政財産の貸付け

- (1) 売店の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、売店として使用する床及び建物(以下「売店施設」という。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号及び津市財産に関する条例(平成18年津市条例第52号)第7条の2の規定に基づき、行政財産に係る賃貸借契約を締結して使用すること。
- (2) 契約の期間は、2018年(平成30年)10月1日から2023年9月30日までとする。
- (3) 本市の設定する最低貸付料(月額)以上で、かつ最高金額をもって有効な入札を行った者の金額を、決定した貸付料とする。

売店施設の貸付料は、月払いとし、津市が交付する納入通知書により、津市の指定する期日までに翌月分を支払うものとする。

また、賃貸借契約締結の手続き及び履行に関する一切の費用については、使用者の負担とする。

#### 5 応募資格

- (1) 平成30年8月3日(金) 時点において、過去5年以内に国内で2年以上継続して食品・雑貨等各種最寄り品について、セルフサービス方式を中心として小売りする事業所を経営(フランチャイズを含む。)している者
- (2) 電子マネー決済を取り扱える者
- (3) 津市モーターボート競走場への入場を拒否されていない者
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による 特別区民税を含む。以下同じ。)、固定資産税及び軽自動車税の滞納がない者
- (5) 所得税法(昭和40年法律第33号)の規定による所得税(法人にあっては法人税法(昭和40年法律第34号)の規定による法人税)並びに消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方消費税について未納の徴収金がない者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (7) 過去に津市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがない者
- (8) 当該公告の日から入札時までの期間において、津市から指名停止措置を受けていない者
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に

基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされたものであっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者
- (11) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。)である法人でない者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人でない者
- (13) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的 をもって暴力団を利用するなどしている者でない者
- (14) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し若しくは便宜を供与するなど、直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し若しくは関与している者でない者
- (15) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者でない者
- (16) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者でない 者
- (17) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすお それのある団体に属する者でない者

#### 6 応募書類の配布

(1) 期間

平成30年8月3日(金)から同年8月17日(金)までとする。 (ただし、平成30年8月10日(金)は、津市ボートレース事業部の公休日のため除く。)

(2) 時間

午前8時30分から午後5時15分とする。

(3) 場所

津市ボートレース事業部経営管理課(津市藤方637番地)において配布する。 (下記【提出及び問合せ先】参照。以下同じ。)

(4) 上記以外の配布先

インターネットによるダウンロードサービス

津市ホームページ (<a href="http://www.info.city.tsu.mie.jp">http://www.info.city.tsu.mie.jp</a>)

「市民のみなさまへ」「仕事・産業」「入札・契約」又は「事業者のみなさまへ」「入札・契約」

#### 7 質疑等の受付

(1) 提出期限

平成30年8月9日(木)午後3時00分必着とする。

(2) 方法

質疑等は、応募要件を有する者に限って指定の質問書(第1号様式)により、「(3) 提出場所」へ持参又はFAX(FAX: 059-222-8210)で受け付けるものとし、電話、口頭、電子メール等によるものや、提出期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限必着とし、必ず電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出場所

津市ボートレース事業部経営管理課(津市藤方637番地)

#### 8 質疑等に対する回答

質疑等に対する回答は、平成30年8月13日(月)午後3時00分までに回答書を津 市ボートレース事業部経営管理課(津市藤方637番地)で配布する。

また、津市ホームページ「市民のみなさまへ」「仕事・産業」「入札・契約」又は「事業者のみなさまへ」「入札・契約」においても公開する。

回答に当たっては、質疑等を行った者の名称等は公表しない。

意思の表明と解されるものについては、回答しない場合がある。

なお、回答に対する再度の質問は認めないため、質問書には質疑等の内容を明確に記載し提出すること。

#### 9 現場説明会

物件の現場説明会は開催しない。ただし、物件の見学を希望する場合は、津市ボートレース事業部経営管理課まで電話にて事前に連絡すること。

#### 10 入札参加資格の確認等

- (1) 本件の入札に参加しようとする者は、津市条件付一般競争入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。
  - ア 提出期限 平成30年8月17日(金)午後5時00分まで
  - イ 提出場所 津市ボートレース事業部経営管理課(津市藤方637番地)
  - ウ 提出方法 下記【提出及び問い合わせ先】まで持参又は郵送
- (2) 提出書類(個人及び法人)
  - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書(第2号様式)

- イ 宣誓書(第3号様式)
- ウ 営業実績申告書(第4号様式)
- エ 個人の場合は、住民票の写し(個人のもの) 法人の場合は、法人登記簿謄本 いずれも発行後3か月以内のものに限定する。
- オ 個人の場合は、印鑑登録証明書(発行後3か月以内のもの)、使用印鑑届(第5号 様式)

法人の場合は、次のすべての書類

- 『 印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)
- 本社又は本店(以下「本店」という。)の場合は、使用印鑑届(第5号様式) 契約締結等の権限を委任する支店又は営業所(以下「営業所等」という。)の場合は、委任状兼使用印鑑届(第6号様式)
- カ 国税に係る次の納税証明書

個人の場合は、納税証明書(その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用)

法人の場合は、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用)

キ 津市の市税に滞納がない旨の証明書(完納証明書)

津市に納税義務がない場合は、本店又は委任先となる営業所等の所在地若しくは 住所の市区町村税又は都府税の滞納がない旨の証明書

新規に営業所等を開設した場合は、法人市民税等の法人開設届の写し等 なお、滞納がない旨の証明書を発行していない市区町村等の場合は、次のすべての 証明書

- 市区町村民税又は都府民税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年分)
- 固定資産税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年分)
- 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書(直近2年分)
- (3) 提出書類(その他の団体)

その他の団体の場合は、「(2) 提出書類」に記載の書類(個人・法人別の場合は、代表者個人のもの)に加えて、団体規約(定款)の写し等、活動実態が確認できる資料を添付すること。

- (4) 提出した書類は、理由にかかわらず一切返却しない。
- (5) 法人の場合は、本店若しくは営業所等のいずれかが本件の入札に参加できるものとする。

また、個人及びその他の団体は本件の入札に参加する場合において、個人とその他の 団体の代表者又は複数のその他の団体の代表者を同一の個人が兼ねることはできない ものとする。 (6) 入札参加資格の審査結果については、参加申込みのあった者全員に平成30年8月22日(水)までに、津市条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書(第7号様式)により通知する。

# 11 予定価格(最低入札金額)

本件の入札における予定価格は、月額23,074円とし、当該予定価格を最低入札金額とする。

#### 12 入札及び開札の日時及び場所

平成30年8月24日(金)午後2時00分津市ボートレース事業部事務所棟1階会議室

# 13 入札保証金

免除とする。

#### 14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札参加申込書等の提出資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 入札参加申込書等の提出資料に不備があるとき。
- (4) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (6) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (7) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (8) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (9) 入札金額を訂正しているとき。
- (10) 入札書に日付の記載がないとき。
- (11) 入札書に記載した金額その他記載事項が不明確なとき。
- (12) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (13) 入札書を封入する封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (4) 入札書を封入する封筒表面に入札件名のないとき又は入札件名が異なるとき。
- (15) 入札書を封入する裏面に封印のないとき。
- (16) 入札者確認票(第8号様式)を提出しない入札代理人が入札を行ったとき。
- 17) 予定価格(最低入札金額)を下回る入札金額を記載して入札を行ったとき。
- (18) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- 19 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

#### 15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければ ならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 16 その他の注意事項

- (1) 入札に関する行為をする者は、入札室へ入室後、入札者確認票を提出すること。
- (2) 指定の入札書(第9号様式)により、募集要項に基づき入札金額等を記載の上、封書 し、入札者の所在地、商号(名称)、代表者氏名、印(入札参加資格審査申請使用印鑑 届出印)、入札金額等を鮮明に表示すること。

なお、入札書は、封筒に封入し、件名、商号(名称)等を記載し、封印をすること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額(月額)を入札書に記載すること。

なお、落札は予定価格(最低入札金額)以上の最高価格入札者とする。

- (4) 予定価格(最低入札金額)以上で同価格の最高価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 本件入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (6) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他一切の費用は 補償しない。

- (7) その他、入札参加者は、条件付一般競争入札参加者心得(第10号様式)に留意の上、 入札を行うこと。
- (8) 入札について不明な点等が生じた場合は、必ず平成30年8月23日(木)午後5時00分までに、津市ボートレース事業部経営管理課(津市藤方637番地)に確認すること。

なお、平成30年8月10日(金)、20日(月)~21日(火)は、津市ボートレース事業部は公休日のため除く。

# 【提出及び問い合わせ先】

津市ボートレース事業部経営管理課

津市藤方637番地

電話番号 059-224-5105

FAX 0 5 9 - 2 2 2 - 8 2 1 0

#### ボートレース津外向発売所内売店施設使用要領

#### (売店の営業日)

第1条 売店の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ボートレース津外向発売所の営業日に必ず営業しなければならない。ただし、津市が臨時に休館日を設ける場合や営業する必要がないと認める場合は、この限りでない。

#### (売店の営業時間)

第2条 売店の営業時間は、午前7時30分から午後8時30分までとする。ただし、ボートレース津外向発売所の営業時間に変更があった場合は、それに準じ営業すること。

## (従業員の入退場)

第3条 売店に従事する者(以下「従業員」という。)の入退場は、一般来場者用の出入口を使用すること。

# (従業員の常駐)

第4条 使用者は、売店の営業中は常に従業員を置くものとする。

#### (従業員名簿の提出)

- 第5条 使用者は、従業員の名簿を売店施設の使用許可申請の際、津市に提出すること。
- 2 前項の規定による名簿において、従業員の異動があったときは、速やかにその旨を届 け出ること。

#### (施設使用に関する遵守事項)

- 第6条 使用者は、売店の使用許可を受けた施設(以下「売店施設」という。)の使用に際 し、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 販売物等を運搬する車両の出入りは、来場者の妨げとならないようにすること。
  - (2) 火気の使用及び危険物の持込みをしないこと。
  - (3) 使用する施設又は設備を損傷したときは、直ちに津市に届け出ること。
  - (4) 売店施設内及びその備品は、常に清潔にしておくこと。
  - (5) 売店の客側部分には、業務に関係のないものを置かないこと。
  - (6) 使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供しないこと。
  - (7) 商品管理及び金銭管理等の売店業務に係る維持管理については、使用者が行うこと。

## (販売商品に関する遵守事項)

- 第7条 使用者は、販売する商品に関する次の事項を守らなければならない。
  - (1) 売店で販売する商品については、別表のとおりとすること。
  - (2) 上記以外のものについては、予め津市の承認を得ること。
  - (3) 販売又は提供する飲食物の衛生に関しては、十分注意を払うこと。
  - (4) 酒類、汁物(味噌汁、ラーメン、おでん等)及びチューインガムを販売又は提供しないこと。
  - (5) 津市又は津市が認める団体等から販売依頼がある商品については、販売すること。
  - (6) 販売に必要な行政庁の許可等を得ること。

### (売店営業に関する遵守事項)

- 第8条 使用者は、売店の営業に関する次の事項を守らなければならない。
  - (1) 使用を許可されていない場所で商行為を行わないこと。
  - (2) 従業員の服装を統一すること。
  - (3) レジ内には業務に関係のない者を出入りさせないこと。
  - (4) 苦情に対しては、責任を持って対処すること。
  - (5) 事故があった時は、直ちに津市に報告すること。

#### (廃棄物の処理)

第9条 売店の事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律な ど関係法令等に基づき、使用者の責任と負担により処分すること。

#### (売店施設の清掃)

第10条 売店施設の清掃は、使用者の責任と負担で行うこと。

## (費用の負担)

- 第11条 売店施設の使用に際して生じる次の費用は、使用者の負担とする。
  - (1) 機器の設置、修理等に要する費用及びそれに伴う配線等の工事で、内部から電力使用量計量用子メーターまでの部分に要する費用(蛍光灯含む)
  - (2) 備品の購入及び修繕に要する費用
  - (3) 店名、メニュー、価格表等看板類の書替え、修繕等に要する費用
  - (4) その他自己の営業に伴い生じる費用

#### (施設使用料の支払方法)

第12条 売店施設の使用料は、月払いとし、津市が交付する納入通知書により、津市の 指定する期日までに翌月分を支払うものとする。

## (電気及び上下水道使用料の支払方法等)

第13条 売店施設の使用に伴う電気及び上下水道使用料は、月払いとし、津市が設置したそれぞれの使用量計量用子メーターに基づき算定した額を、津市が交付する納入通知書により、津市の指定する期日までに支払うものとする。

#### (設備機器、備品等の変更)

- 第14条 使用者は、次に掲げる行為を行おうとするときは、事前に津市の承認を受けなければならない。
  - (1) 大型機器又は備品の新たな設置及び入替え
  - (2) 売店の大規模な配置替え

## (文書等の収受)

第15条 郵便物及び津市が配布する文書は、使用者が津市の指定する場所で収受すること。

#### (許可の取消し)

- 第16条 津市は、使用者及び従業員が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を 取消すことができる。
  - (1) この使用要領又は津市の指示に違反したとき。
  - (2) 売店の営業方法が不適当と認められたとき。
  - (3) 提出した書類等に虚偽又は不正の記載があったとき。
  - (4) 違法行為、不正の行為が行われたとき。
  - (5) 使用者及び従業員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認

められるとき。

- (6) 役員等(使用者が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。
- (7) 使用者及び従業員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 使用者及び従業員が、暴力団等に直接又は関節を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 使用者及び従業員が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人 又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等をともにする等の交 遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然 出会ったとき等を除く。)。
- (10) 使用者及び従業員が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき (暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)。
- (11) 使用者及び従業員が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (12) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その 他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当すること を知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (13) 使用者及び従業員が、第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約 又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方とし ていた場合(第12号に該当する場合を除く。)に、津市が使用者に対し又は使用者を 通じて当該契約の解除を求め、使用者がこれに従わなかったとき。
- (14) 使用者及び従業員が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を 受けたにもかかわらず、警察への通報又は津市への報告を怠り、著しく信頼を損なう 行為があったと認められるとき。

# (原状回復)

第17条 使用者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、自己の負担において、速やかに原状回復を行うこと。ただし、津市が原状回復の必要がないと認めた場合はこの限りではない。

# (その他)

第18条 この要領に定めのない事項は、津市と協議の上、関係法令等に定めるところによって処理することとする。

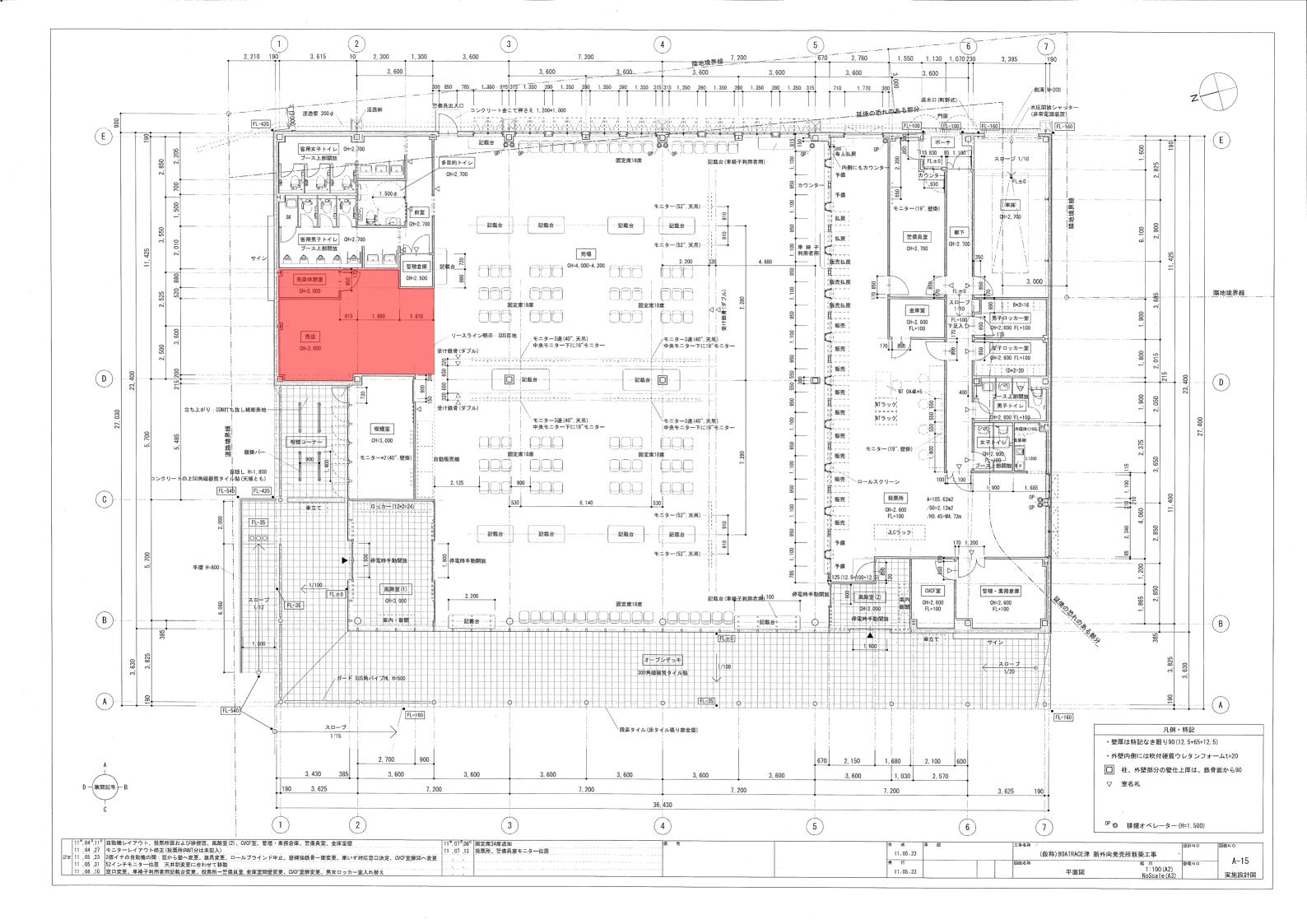
附則

# (施行期日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

# 別表(第7条関係)

販 売 品 目	販 売 必 須 品					
御飯類	弁当、おにぎり					
軽 食 類	菓子パン、サンドイッチ					
菓 子 類	スナック菓子、アイスクリーム					
飲 料 水	水、茶、清涼飲料水、炭酸飲料					
乳製品	牛乳					
その他	たばこ、赤ペン、ボートレース関連雑誌及びグッズ(津市又					
	は津市が認める団体等から販売依頼がある商品)					



# 仕様書等に関する質問書

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所在地(住所) 商号(名称) 代表者氏名 担当者氏名 電話番号

印

# 件 名 ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

上記案件に係る仕様等の内容等に関して、次のとおり質問いたします。

仕様書等の箇所		質	問	内	容
(N) + \ 11 [M + hb ) - \ .	 ~ III A \ \ \				

(注意) <u>仕様書等について質問がある場合は、</u>質問書の提出期限の平成30年8月9日午後3時00分までに、この用紙に質問内容を<u>明確に記載し、</u>経営管理課経営管理担当(津市モーターボート競走場事務所棟2階)へ提出すること(FAX可。FAX:059-22-8210)。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認をすること。 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問 については、原則受け付けません。

入札後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等がある場合はそれらを含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできませんので、質問がある場合は、必ず上記のとおり期限までに質問書を提出してください。

# 津市条件付一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 津 市 長

所在地(住所)

商号 (名称)

代表者氏名

印

平成30年8月3日付けで公告のあった津市が行う下記の件名に係る条件付一般競争入札に参加しますので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

件名	ボートレース津外向発売所内売店入店者募集					
件       名	<ul> <li>① 宣誓書(第3号様式)</li> <li>② 営業実績申告書(第4号様式)</li> <li>③ 〈個人の場合〉住民票の写し(個人のもの) 1通         〈法人の場合〉法人登記簿謄本 1通</li> <li>④ 〈個人の場合〉印鑑登録証明書 1通 と 使用印鑑届(第5号様式) 1通         〈法人の場合〉印鑑証明書 1通 と         本店・・・使用印鑑届(第5号様式) 1通         営業所等・・・委任状兼使用印鑑届(第6号様式) 1通</li> <li>⑤ 〈個人の場合〉納税証明書(その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書用) 1通         〈法人の場合〉納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消</li> </ul>					
	活動実態が確認できる資料					

平成 年 月 日

(あて先)津 市 長

所在地(住所)

商号(名称)

代表者氏名

印

# 宣誓書

ボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る入札に当たり、下記のことについて事実と相違ない事を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

# 営業実績申告書

平成 年 月 日

津市長

申告者 所在地(住所) 商号(名称) 代表者氏名

印

平成30年8月3日付けで公告のありましたボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る条件付一般競争入札への参加要件について、下記のとおり、過去5年以内に国内で2年以上継続して売店を営業した実績がありますので、当該実績に相違が無い旨を申告します。

なお、当該実績の有無について津市が独自に調査する場合において、関係省 庁等への照会を行うこと及び追加資料等の提出に応じることに同意します。

記

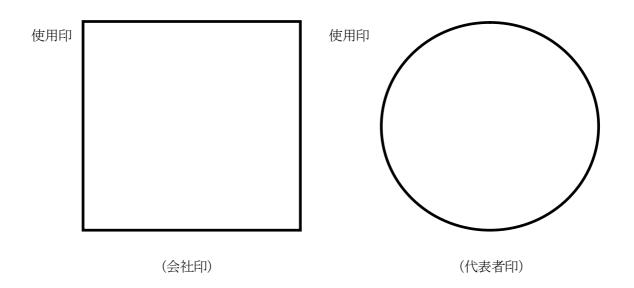
店	名	
所 在	地	
営業の	内 容	
営業	期間	

注) 申告者は、津市条件付一般競争入札参加申込書と同一の記載とする。

# 使 用 印 鑑 届

(本社用)

(あて先) 津市長



上記の印鑑を、津市が行うボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る条件付一般競争入 札における提出書類、入札、契約の締結及びその他契約に関して使用したいので届け出ます。

平成 年 月 日

所在地又は住所

商号(名称)

代表者役職名

代表者氏名

印

# 委任状 兼 使用印鑑届

(受任者用)

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

申告者 所在地(住所):

商号(名称):

代表者役職名:

代表者氏名 : 印

私は、次の者を代理人として定め、津市が行うボートレース津外向発売所内売店入店者募集に係る条件付一般競争入札における下記事項に関する権限を委任します。

また、下記の印鑑を受任者が使用しますので届け出ます。

委任事項 1. 入札及び契約の締結に関すること

- 2. 賃貸料の支払いに関すること
- 3. 復代理人の選任に関すること
- 4. 上記各号に付帯する一切の事項

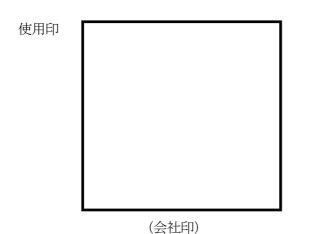
受任者 所在地(住所)

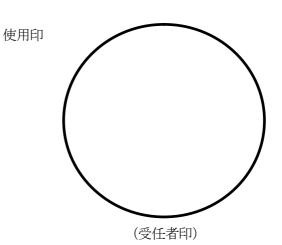
商号 (名称)

支店又は営業所等名称

受任者役職名

受任者氏名





# 入 札 者 確 認 票

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

所 在 地

商号(名称)

代表者氏名

印

件 名 :ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

本件の入札に関し、次の者が参加します。

(下記のうちいずれかに○印を付し、代理人の場合は氏名を記入してください。)

1 代表者本人

本件の入札に関し、入札する行為を下記の者に委任します。

2 代理人 (氏名

※この確認票は、入札書と同封せず、入札当日に入札会場へご持参ください。

)

入 札 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市長

入札人 所 在 地 商号(名称)

代表者氏名

印

# 【月額】

	百万	十万	万	千	百	十	_	
入札金額								円

件 名:ボートレース津外向発売所内売店入店者募集

上記金額で、津市関係条例及び規則によって契約したいから入札します。

# 津市条件付一般競争入札参加者心得

津 市

本市の条件付一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。)、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

記

#### 1 公正な入札の確保

- (1)入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2)入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札 参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### 2 入札参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの公告の日から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) その他、個別の公告において示す参加資格要件を満たしていること。

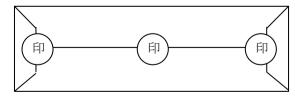
# 3 入札書の記載等

- (1) 入札書は、封筒に入れ、日付・入札者の所在地・商号(名称)・代表者氏名・押印(入札参加 資格審査申請使用印鑑届出印)、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2)入札金額はアラビア数字(1、2、3・・・)を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札に関する行為をする者は、入札前に入札者確認票を提出すること。
- (5)入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印又は入札者確認票に記載された代理人の印で原則3か所(※)に封印すること。(下記封印例参照)

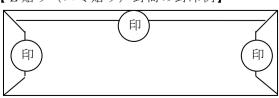
(表面)

(裏面) 貼合わせ部分(原則3か所)に封印をすること 【センター貼り(縦貼り)封筒の封印例】

入札書在中津市長(あて先)津市長件名○○○○○商号(名称)○○○○○



【L貼り(スミ貼り)封筒の封印例】



※封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、<u>封筒の 貼合わせ部分に印影がわたるように押印する</u>ものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上 3か所以下の押印で済む場合は3か所以下でも有効な入札とし、3か所以上に押印があっても目的を 達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

#### 4 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものが行った入札
- (2)入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までに納付しない又は額が不足して行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4)入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (7) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (8) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (10) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (11) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最高入札金額以下の入札金額が記載された 入札
- (12) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

#### 5 開札等

- (1) 開札は、通知した場所において入札終了後、入札参加者の前で直ちに行う。
- (2)入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。
- (3)入札参加者は、入札会場内において携帯電話等の電源は切り、入札執行者の指示に従い静粛かつ厳正に入札を行うこと。

#### 6 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度入札を行う場合は、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として2回とする。
- (3) 初度の入札に参加をしていない者は、再度入札に参加できない。
- (4) 初度の入札又は再度入札前の入札において無効入札をした者及び辞退を申し出た者は、再度入 札に参加できない。

#### 7 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、開札の結果、表示上の錯誤(総価で決定するときは、その総価、単価で 決定するときはその単価の桁違い等)であると判明した場合は、落札決定までにその主張をすること。

#### 8 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

# 9 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な 入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとること がある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札 (開札) を行うことができないと認めるときは、入札 (開札) を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

#### 10 入札者

入札者の入室は、原則一名に限る。

#### 11 入札の辞退

指名を受けた者は、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### 12 入札開始時刻の厳守

指定した入札開始時刻までに入札場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

#### 13 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止 措置等を行う。

#### 14 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、仕様書等(設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。)についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 15 その他

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領(平成18年1月1日施行)に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

# 市有財産賃貸借契約書(案)

賃貸人 津市(以下「甲」という。)と賃借人 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、市 有財産の賃貸借について、賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有に係る次に掲げる土地(以下「賃貸物件」という。)を乙に賃貸し、 乙は、これを賃借するものとする。

施 設 名	所 在 地	賃貸の位置	賃貸面積	
ボートレース津 外向発売所	津市藤方658番地1	別紙「平面図」のとおり	38.73 m²	

(用途指定)

- 第2条 乙は、賃貸物件を別紙「ボートレース津外向発売所内売店施設使用要領(以下「使用要領」という。)」に定める以外の用途に供してはならない。
- 2 乙は、貸付物件を前項の用途に供するにあたり、使用要領の内容を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸物件の賃貸借期間は、2018年(平成30年)10月1日から2023年 9月30日までとする。ただし、この期間は、甲、乙協議の上、更新し、又は短縮する ことができる。

(賃貸料)

- 第4条 賃貸物件の賃貸料は、月額金○○○○円とする。
- 2 前項の賃貸料は、前払いとし、乙は、毎月末日までにこれを甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、賃貸借期間の中途においてこの契約が解除されたときは、未使用期間に対応する賃貸料を乙の請求により還付するものとする。

(延滞金)

第5条 乙は、前条第1項の賃貸料を同条第2項に規定する支払期限までに支払わないときは、当該支払期限の翌日から支払済みの日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該支払期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

(賃貸料の改定)

第6条 賃貸借期間中の賃貸料の改訂は行わないものとする。ただし、賃貸物件の価格が 著しく変動したときその他正当な事由があると認められるときは、甲、乙協議の上、賃 貸料を改定することができる。 (かし担保責任)

第7条 乙は、この契約の締結後、賃貸物件に隠れたかしのあることを発見しても、賃貸 料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸物件の賃借権を第三者に譲渡し、賃貸物件を転貸 し、又は第2条に規定する賃貸物件の用途を変更してはならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、賃貸物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、賃貸物件の形状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、乙の負担によって変更しなければならない。

(修繕義務等)

第10条 甲は、賃貸物件の修繕義務を負わないものとし、賃貸物件の維持、保存、改良 その他行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(施設の移設)

第11条 乙は、甲が賃貸物件の使用に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、乙の負担において乙の設置した施設を移設しなければならない。

(滅失又はき損の通知)

第12条 乙は、賃貸物件の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、賃貸物件に関し実地に調査し、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をせず、直ちにこの契約を 解除することができる。
  - (1) 甲において公用又は公共用に供するため賃貸物件を必要とするとき。
  - (2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
  - (3) 乙及び乙の役員等(乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が貸付要領又は甲の指示に違反したとき。
  - (4) 賃貸物件の使用方法が不適当と認められたとき。
  - (5) 提出した書類等に虚偽又は不正の記載があったとき。

- (6) 違法行為、不正の行為が行われたとき。
- (7) 乙が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団関係者(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。) であると認められるとき。
- (9) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (10) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (11) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人 又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊 をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出 会ったとき等を除く。)。
- (12) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)。
- (13) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (14) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から第13号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (15) 乙が、第7号から第13号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合(第8号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(16) 乙が、甲の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

(賃貸物件の返環)

- 第15条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又は甲が前条の規定によりこの契約を解除 したときは、甲の指定する期日までに乙の負担において賃貸物件を原状に回復して返還 しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りではない。
- 2 乙が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができるものとする。この場合、乙は何らの異議を申し立てることができないものとする。

(損害賠償等)

- 第16条 乙は、その責めに帰する事由により、賃貸物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、原状に回復し、又はその滅失若しくはき損による損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、賃貸物件を貸付要領に定める用途に供する上で、甲又は第三者に損害を与えた ときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場 合は、この限りでない。
- 3 天災その他不可抗力によって生じた損害については、甲、乙協議の上、決定するもの とする。
- 4 前3項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

- 第17条 乙は、次の各号に係る費用を負担しなければならない。
  - (1) この契約を実施するために必要な書類の作成等に要する費用
  - (2) 使用要領に定める用途に供することにより必要となる運用に係る費用
- 2 乙は、前項第2号に該当する電気料金、上下水道料金については、甲が使用要領に定める方法により算出した金額を負担するものとする。

(有益費等の放棄)

第18条 乙は、賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約を解除したときにおいて、当該事由に関わらず、賃貸物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(保証人)

- 第19条 保証人は、この契約に基づく一切の債務を保証する。
- 2 乙は、乙の保証人が死亡し、所在不明であり、又は無資力である等の理由により保証

人としての資格を失ったときは、速やかに他の保証人を定め、その旨を甲に届けなければならない。

(裁判管轄)

- 第20条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。 (疑義等の決定)
- 第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、 必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号 津市 津市長 前 葉 泰 幸

 $\mathbb{Z}$ 

保証人

### 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、 暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約 等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。

### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、 暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理 施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

### 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

## 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入 札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについ て御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を お願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受 注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託 (一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者 を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において 市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達 すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮して ください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から 借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

# 津市公告第114号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可 した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定に より次のとおり公告します。

平成30年8月7日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日平成30年8月6日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市久居藤ヶ丘町字西硯石2565番1ほか5筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー28階 出光興産株式会社 販売部長 内川 尚和

# 津市公告第115号

狂犬病予防員より狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成30年8月9日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成30年8月6日
- 2 抑留期間 平成30年8月14日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市河芸町中別保	トイプードル	茶	雌	小	91月 以上	首輪あり
津市河芸町中別保	トイプードル	茶	雌	小	91日以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

三重県津保健所 衛生指導課

電話 059-223-5112

# 津市公告第116号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年8月10日

津市長 前 葉 泰 幸

# 津市公告第117号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年8月13日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日平成30年8月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 津市安濃町曽根字前1028番及び1029番
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名 鈴鹿市西条三丁目23番3号 有限会社創和住建 代表取締役 寺坂 文夫

# 津市上下水道事業告示第18号

津市水道事業給水条例(平成18年津市条例第222号)第11条第1項及び第4項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年津市水道事業管理規程第14号)第10条第1号の規定により告示する。

平成30年8月7日

# 津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社エム・シー・	津市下弁財町津興258番	平成30年6月21日
エス	地 2	

# 津市上下水道事業告示第19号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、津市水道 局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津 市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年津市水道事業管理規程第1 4号)第10条第2号の規定により告示する。

平成30年8月10日

# 津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
株式会社大栄建設	津市津興258番地2	平成30年6月21日

津市上下水道事業公告第16号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年8月13日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

		· 假况于人化	<b>-</b> -	+ 4n V/ 4m	1	_	ナマケき田
公 告 日	1 794-	0年8月13日					工務課
工事名	平成30年度 工務第37号						
	美杉町杉平地内消火栓設置工事						
工事場所	11 11 2012	打杉平			地内		
	配水管布設工 DIP φ 75mm L=1.9m 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所						
工事概要	<ul><li>相次性故直工</li><li>舗装本復旧工</li></ul>		1771				
工手腕叉	加级行权旧工	11 20112					
工期	契約締結の日	から 平成30年1	1月26日	まで			
発注業種	土木一式(	配水管工事)					
	建設業許可	特定•一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	あり					
		【ブロック】久居・一志	【地区】	美杉		【格付】	B • A 1 • A 2
	<ul><li>地域・ 格付要件</li></ul>	【ブロック】久居・一志	【地区】	久居·一志		【格付】	В
<b>乡 hn 次 坎</b>	111111111111111111111111111111111111111	【フ゛ロック】	【地区】			【格付】	
参加資格に関する			ı				
事項	同種工事 実績要件						
	大限安計						
		主任(監理)技術者	同業種	 重の技術者(実績	 務経験)以上の	者(本市多	
	技術者要件	現場代理人常駐配置(主任技術者と兼務可)					
津市水道局指定給水装置工事事業者である者						-	
	その他要件	元請けとして、水道				皆を適正	配置できる者
設計図書	閲覧期間	本公告の日から		平成30年9		まで	····
設計図書の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームイ			- 5 (	
歌 到 励 带	購入期間	本公告の目から		平成30年9		まで	
設計図書の購入	販売店	アサヒ感光社 津	市半田1			- 5	
	提出期限	平成30年8月24日	-		<u></u> で(指定の質	問書を何	ま用すること)
設計図書等 に 関 す る	回答日	平成30年8月29日		トームページ		.HJ E C []	~/11 / 0-12/
質問	提出先				, , , , , ,	FAXO	59-237-5819
	入札方法	郵便入札(一般書				11110	00 201 0019
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日		必着	,		
八化刀伝守						/洛巨	水道総務課
	郵送先	│ 〒514-8799 日本			亩 伴叩刀	\坦何	小坦秘伤硃
開札日時及び場所	平成30年9月   津東北洋県庁		一門의	诗00分			
		舎 2 階 入札室 450 000	т	(1分十つ)			
予定価格	*	450,000	円	(税抜き)			
最低制限価格	有						
入札保証金	免除						
契約保証金	免 除						
前金払	有						
部分払	無						
	・本公告に定め	る事項以外について	は、事後	後審査型条件	付一般競争入	、札共通	<b>事項</b> のとおりとする。
		とは調達契約課又は					
その他							能講習会 I 、一般社団法 1以下)又は鋳鉄管製造
		技能講習会(NS形				7490III II	100   / 人似树妖目农坦

	筐型条件的一 「							
公 告 日	1 / / / -	0年8月13日	工事担当課		工務課			
工事名	平成30年度 工務第35号							
	土地区画整理事業に伴う羽所町地内配水管布設工事							
工事場所	津市 羽所	T		地内				
	配水管布設工 DIP $\phi$ 100mm L=95.6m 仕切弁設置工 $\phi$ 100mm N=4箇所 不断水仕切弁設置工 $\phi$ 100mm N=1箇所							
工事概要	个	設直工 φ100mm N <sup>=</sup>	=1固州					
工期	契約締結の日	から 平成30年	<b>12月5日</b> まで					
発注業種	土木一式(	配水管工事)						
	建設業許可	特定・一般						
		市内本店						
	格付要件	あり						
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲		【格付】B			
	地域·	[7] 12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	【地区】		【格付】			
	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
参加資格に関する		17 4971			[utili]			
事項	同種工事							
	実績要件							
		) be (III. em) bb (be de		5.47 EA \ W.   0	*/			
	技術者要件	,	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置					
		現場代理人	常駐配置(主任技		i])			
	その他要件		水装置工事事業者であ					
		元請けとして、水道	局が指定する講習会等	等を修了したる	者を適正配置できる者 			
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9	月3日	まで			
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入札	・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9	月3日	まで			
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 Tel059-	226-5214				
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 まで	で(指定の質	問書を使用すること)			
に関する	回答日	平成30年8月29日	ホームページ	にて回答				
質問	提出先	水道総務課契約財	産担当(津市水道局	庁舎1階) F	FAX059-237-581			
	入札方法	郵便入札(一般書	留・簡易書留に限る	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日	3 必着					
	郵送先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	留 津市オ	上 K道局 水道総務課			
開札日時	平成30年9月	<b>月</b> 6日	午前9時20分					
及び場所	1	舎2階 入札室						
予定価格		400,000	 円 (税抜き)					
最低制限価格		<b>-, -</b>						
入札保証金	免 除							
契約保証金	契約金額の100分の10以上							
前金払	実料金額の100分の10以上 有							
部分払	無							
HP // 14	7	ス重項以外について	) 計 <b>車後家杰刑冬</b> 四	计一舰辞名 7				
7 0 11.		とは調達契約課又は			アをぼく。 <管工技能講習会 I 、一般社団			
その他	人日本ダクタイ	ル鉄管協会の継手接	合研修会(NS形又)	は耐震管口径	、官工技能調査云1、一般任団 と450mm以下)又は鋳鉄管製造			
	メーカーの配管	技能講習会(NS形	口径450mm以下)を	いう。				

	I	· 版 <b>成</b>		l	/	,	
公 告 日	. , , , ,	0年8月13日					
工事名	平成30年度 工務第34号						
	公共下水道事業に伴う河芸町中別保地内配水管移設工事(本設)						
工事場所		丁中別保		地内			
	•	配水管布設工 DIP φ 200mm L=217.1m 配水管布設工 DIP φ 100mm L=28.8m					
工事概要	•	DIP $\phi$ 100mm L=2 DIP $\phi$ 75mm L=6.1					
<b>二</b> 于 190 久		$\phi 200 \text{mm} \sim \phi 50 \text{mm}$					
		単口地下式 N=2箇					
工期	契約締結の日	から 平成31年	<b>1月17日</b> まで				
発注業種	土木一式(	配水管工事)					
	建設業許可	特定•一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	あり					
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・	美里•安濃	【格付】 A 1	• A 2	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】久居・一志	【地区】久居·一志		【格付】 A 1	• A 2	
<b>会 hn 次 4</b> ⁄⁄	11111111111111111111111111111111111111	【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格に関する			ı		1		
事 項	同種工事						
	実績要件						
		主任(監理)技術者	同業種の技術者(実績		者(本市発注工	 事における専任配置)	
	技術者要件	現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)					
	津市水道局指定給水装置工事事業者である者						
	その他要件		が指定する講習会等		者を適正配置で	できる者	
沙 計 四 事	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9		まで		
設計図書の 閲覧	閲覧場所		ホームページ「入札	•			
歌 到 励 带	購入期間	本公告の目から	平成30年9		まで		
設計図書の購入	販売店		市半田141 16059-				
	提出期限	平成30年8月24日	午後5時まで		問書を使用す	<b>ること</b> )	
設計図書等 に 関 す る	回答日	平成30年8月29日	ホームページ		переския	<b></b> /	
質問	提出先	. , , ,	産担当(津市水道局		FAX050-	-237-5810	
	入札方法		留・簡易書留に限る		. 1111 0 0 0	201 0019	
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日		/			
八化刀伍守			<u> </u>	切 油士-	 水道局 水道約	公孜鈿	
	郵送先		郵便㈱津中央郵便局	亩 伴巾7	N旦/月 / 小坦ポ	心1分 床	
開札日時及び場所	平成30年9月   ************************************		午前9時40分				
		舎 2 階 入札室 	TT (2/11.)				
予定価格		,390,000	円 (税抜き)				
最低制限価格	有						
入札保証金	免除						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前金払	有						
部分払	無						
	・本公告に定め	る事項以外について	は、 <b>事後審査型条件</b> ・	付一般競争入	人札共通事項⊄	Oとおりとする。	
	※本市発注工事	とは調達契約課又は	水道局発注工事で、	担当課執行分	うを除く。		
その他			公益社団法人日本水 合研修会(NS形又)				
			合研修会(NS形文) 口径450mm以下)を		E490IIIIII以下	/ 人は姆虾目最垣	
-	-						

尹汉母.	企型条件付一 	NX 元 子 八 化						
公 告 日	平成30	)年8月13日	工事担当課		工務課			
工事名	平成30年度	工務第18号						
	道路整備事業	に伴う久居野村町地	内配水管移設工事					
工事場所	津市 久居野	予村町		地内				
	*	DIP $\phi$ 150mm L=1			⊅75mm N=2箇所			
	*	DIP $\phi$ 75mm L=25			置工 φ150mm~φ75mm N=7箇所			
工事概要	*	布設工 PPφ50mm L=19.8m 舗装本復旧工 A=245m2 設置工 φ150mm~φ50mm N=10箇所						
	,	φ 150mm ~ φ 50mm 単口地下式 N=1億						
工 期		から 平成30年1	****					
発注業種	土木一式(	配水管工事)						
	建設業許可	特定・一般						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件 あり							
	和门女门	【ブロック】久居・一志	【地区】久居・一志・台	5山。羊杉	【格付】A1・A2			
	地域・	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美		【格付】A1・A2			
	格付要件			王 王				
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
に関する 事 項	同種工事							
	実績要件							
			T					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(=	土木)又は同等以	以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技	術者と兼務す	可)			
	その他要件	津市水道局指定給	水装置工事事業者であ	5る者				
	この個女目	元請けとして、水道	局が指定する講習会等	手を修了した。	者を適正配置できる者			
設計図書	閲覧期間	本公告の目から	平成30年9月	]3日	まで			
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入札	・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9月	月3日	まで			
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 TeL059-	226-5214				
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 まて	ぎ(指定の質	[問書を使用すること)			
に関する	回答日	平成30年8月29日 ホームページにて回答						
質問	提出先	水道総務課契約財	産担当(津市水道局)	宁舎1階) I	FAX059-237-5819			
	入札方法	郵便入札(一般書	留・簡易書留に限る)	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日						
	郵送先		郵便㈱津中央郵便局	留 津市ス	k道局 水道総務課			
開札日時	平成30年9月		午前10時00分					
及び場所		* 2 階 入札室	- <del></del>					
 予 定 価 格		,750,000	 円 (税抜き)					
最低制限価格	有	, <del>,</del>						
入札保証金	免 除							
契約保証金		 0 0 分の 1 0 以上						
前金払	有							
部分払	無							
PN /J 14	7	ス重佰円がにへいて	) 时 <b>車 谷 室 本 刑 冬                                </b>	十一如辞名 7				
7 0 11.			水道局発注工事で、打 公益社団法人日本水道		fを除く。 <管工技能講習会 I 、一般社団法			
その他	人日本ダクタイ	ル鉄管協会の継手接	合研修会(NS形又)	は耐震管口径	【官工技能調督芸 I 、一般任団伝 【450mm以下)又は鋳鉄管製造			
	メーカーの配管	技能講習会(NS形	口径450mm以下)を	いう。				

	企型条件付一 	放宽于八化	1					
公 告 日	平成30	)年8月13日	工事担当課	工務課				
工事名	平成30年度 工務第16号							
	長岡町地内配	水管布設工事						
工事場所	津市 長岡町	Ţ		地内				
	配水管布設工	DIP $\phi$ 100mm L=1	84.0m 舗装	長本復旧工 A=1,890m2				
	· ·	DIP $\phi$ 75mm L=24						
工事概要		仕切弁設置工 φ100mm~φ50mm N=14箇所 消火栓設置工 単口地下式 N=3箇所						
		単口地下式 Nー3店 設置工 φ100mm N:						
工期	•	から <b>平成31年</b>						
発注業種		 配水管工事)						
	建設業許可	特定・一般						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件	あり						
	竹门女厅	【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲	【格付】 A 1 · A 2				
	地域・	77771 - 2207						
	格付要件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・美里	【格付】A 1 · A 2				
参加資格		【フ゛ロック】	【地区】	【格付】				
に関する 事 項	同種工事							
	実績要件							
			T					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技	支士(土木)又は同等以上の者(専任配置)				
	DMITSH	現場代理人	常駐配置(主任技	術者と兼務可)				
	その他要件	津市水道局指定給	水装置工事事業者でも	ある者				
	ての他安件	元請けとして、水道	局が指定する講習会等	手を修了した者を適正配置できる者				
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9	月3日 まで				
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入札	・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の目から	平成30年9	月3日 まで				
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 TeL059-	226-5214				
30. 31 trat also fole	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 まで	で(指定の質問書を使用すること)				
設計図書等に関する	回答日	平成30年8月29日       ホームページにて回答						
質問		水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819						
	入札方法		留・簡易書留に限る					
】 入札方法等	提出期限	平成30年9月3日						
7 - 1 - 2 - 1 - 1	郵送先			留 津市水道局 水道総務課				
	平成30年9月		午前10時20分	HI THE ASSESSMENT OF THE PROPERTY OF THE PROPE				
開札日時 及び場所	1	<b>30日</b> 舎2階 入札室	, py 104920/J					
		音 2 阵 <b>,640,000</b>	 円 (税抜き)					
	<b>+</b>	,040,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有							
入札保証金	免除却从人概念1	0.000						
契約保証金		00分の10以上						
前金払	有							
部分払	無							
	┃・本公告に定め	る事項以外について	は、事後審査型条件の	付一般競争入札共通事項のとおりとする。				
			の雇用関係が継続して					
その他				道協会の配水管工技能講習会 I 、一般社団法 は耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造				
			百研修芸(NS形文) 口径450mm以下)を					
	•							

	I	· 版況	구 늄 th V/ ==					
公 告 日	. , , , ,	0年8月13日	工事担当課		工務課			
工事名	平成30年度 工務第30号 公共下水道事業に伴う栄町二丁目及び栄町三丁目地内配水管移設工事							
					<del>事</del> ————————————————————————————————————			
工事場所		二丁目及び栄町三丁目		地内				
	*	DIP $\phi$ 350mm L=1 DIP $\phi$ 150mm L=1		水仕切弁設置	置工 φ14"~φ100mm N=8箇所			
工事概要	配水管布設工 DIP $\phi$ 100mm L=154.4m							
	*	配が音句設工 DIF © 100mm L = 154.4m 仕切弁設置工 © 350mm~ © 50mm N=22箇所						
	消火栓設置工	単口地下式 N=3筐	前					
工期	契約締結の日	から 平成31年	1月31日 まで					
発注業種	土木一式(	配水管工事)						
	建設業許可	特定						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件	A 1						
		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
	地 域 ・ 格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
of the Virt Life	11 17 安 17	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
参加資格に関する								
事 項	同種工事							
	実績要件							
		主任(監理)技術者	同業種の監理技術:	者(重任配置)	)			
	技術者要件	現場代理人 常駐配置(監理技術者と兼務可)						
		津市水道局指定給水装置工事事業者である者						
	その他要件		「局が指定する講習会等		それ、富工配署でも2字			
	月月 脱红 廿日 日日	本公告の日から	平成30年9月					
設計図書の 閲覧	閲覧期間	1214 1111	1 /94 1 ->	•	まで			
*>  54  5E	閲覧場所		ホームページ「入札		. To			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から	平成30年9月		まで			
	販 売 店		市半田141 16059-					
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日			問書を使用すること)			
に関する質問	回答日	平成30年8月29日 ホームページにて回答						
	提出先	水道総務課契約財	·産担当(津市水道局,	庁舎1階) F	YAX059-237-5819			
	入札方法		留・簡易書留に限る	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日	<b>3</b> 必着					
	郵 送 先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	留 津市水	《道局 水道総務課			
開札日時	平成30年9月		午前10時40分					
及び場所	津市水道局庁	舎2階 入札室						
予定価格	68	,570,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有							
入札保証金	免 除							
契約保証金	契約金額の1	00分の10以上						
前 金 払	有							
部分払	無							
	・本公告に定め	る事項以外について	 は、 <b>事後審査型条件</b> (	寸一般競争入	 . <b>札共通事項</b> のとおりとする。			
			の雇用関係が継続して					
その他	・水道局が指定	する講習会等とは、	公益社団法人日本水流	道協会の配水	管工技能講習会 I 、一般社団法			
C 42 IE	人日本ダクタイ	ル鉄管協会の継手接		は耐震管口径	450mm以下)又は鋳鉄管製造			
	/ 一ル一の配官 	1X肥舑百云(N S 形	ロ任40UMM以下) を	v · フ。				

公告日	I	<b>ガスが、ナノハイし</b> 	工事担当課	工務課				
五百日		)年8月13日 	上 尹 担 ヨ 硃	上 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
工 事 名		平成30年度 工務第41号						
一 古 坦 武	白山町川口地内配水管布設工事							
工事場所	津市 白山町川口       地内         配水管布設工 DIP φ 250mm L=793.7m       消火栓設置工 単口地下式 N=6箇所							
	*	DIP $\phi$ 250mm L=7 DIP $\phi$ 100mm L=2		火栓設置工 単口地下式 N=6箇所 断水仕切弁設置工 φ100mm~φ75mm N=2箇所				
工事概要	*	DIP $\phi$ 75mm L=19		,				
		R水管布設工 PPφ 50mm L=100.0m						
T 11m		$\phi$ 250mm $\sim \phi$ 50mm						
工期	契約締結の日		2月28日 まで					
発注業種	-	配水管工事)						
		建設業許可特定						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件	A 1	T					
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】				
	格付要件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】				
参加資格		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】				
に関する事項	同種工事							
ず 切	回 種 丄 争 実 績 要 件							
	技術者要件	主任(監理)技術者 <b>同業種の監理技術者(専任配置</b> )						
	汉州有安计	現場代理人 常駐配置 (監理技術者と兼務可)						
	その他要件	津市水道局指定給	水装置工事事業者で	·ある者				
	てツ忚安什	元請けとして、水道	局が指定する講習会	等を修了した者を適正配置できる者				
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9	9月3日 まで				
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入村	し・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9	9月3日 まで				
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 TEL059	0-226-5214				
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 ま	で(指定の質問書を使用すること)				
に関する	回答日	平成30年8月29日	ホームページ	ジにて回答				
質問	提出先	水道総務課契約財	産担当(津市水道局	引庁舎1階)FAX059−237−5819				
	入札方法	郵便入札(一般書	留・簡易書留に限る	3)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日	3 必着					
	郵送先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	司 留 津市水道局 水道総務課				
開札日時	平成30年9月	月6日	午前11時00分					
及び場所	津市水道局庁	舎2階 入札室						
予定価格	83	,720,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有							
入札保証金	免 除							
契約保証金	契約金額の1	00分の10以上						
前金払	有							
部分払	無							
	・本公告に定め	る事項以外について	は、 <b>事後審査型条件</b>					
		ついて、3ヶ月以上						
その他	・水道局が指定	する講習会等とは、	公益社団法人日本水	《道協会の配水管工技能講習会 I 、一般社団法				
CVAILE	人日本ダクタイ	ル鉄管協会の継手接	合研修会(NS形又	【は耐震管口径450mm以下)又は鋳鉄管製造				
		技能講習会(NS形	口侄45Umm以下)	をv·ソ。				

	I	· 版 <b>成</b>	- + to the second	7/- 5m				
公告日	. , , , ,	0年8月13日	工事担当課	工務課				
工事名	平成30年度 工務第40号							
	白山町南家城	地内配水管布設工事						
工事場所	津市 白山町南家城 地内							
		配水管布設工 DIP $\phi$ 200mm L=1,064.0m 消火栓設置工 単口地下式 N=1箇所						
工事概要	配水管布設工 $DIP \phi 100mm$ $L=1.2m$							
工事版安	*	. DIP φ 75mm L = 89.0m						
	仕切弁設置工	$\phi$ 200mm $\sim$ $\phi$ 50mm	N=22箇所					
工期	契約締結の日	から 平成31年	3月15日 まで					
発注業種	土木一式(	配水管工事)						
	建設業許可	特定						
	所在地要件	市内本店						
	格付要件	A 1						
		【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】				
	地域・	【フ゛ロック】	【地区】	【格付】				
/> L. V= I/.	格付要件	【ブ゛ロック】	【地区】	【格付】				
参加資格に関する								
事項	同種工事							
	実績要件							
		主任(監理)技術者	同業種の監理技術	老(寅任配置)				
	技術者要件	現場代理人 常駐配置 (監理技術者と兼務可)						
	津市水道局指定給水装置工事事業者である者							
	その他要件			9つ日 等を修了した者を適正配置できる者				
	月月 日午 廿日 月日		平成30年9					
設計図書の 閲覧	閲覧期間	本公告の日から	1 /94 1 ->	*				
	閲覧場所		ホームページ「入札					
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から	平成30年9月					
<b>▽</b> ノ 知 ノ <b>、</b>	販 売 店		市半田141 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日		で(指定の質問書を使用すること)				
に 関 す る 質 問	回答日	平成30年8月29日	ホームページ					
,,,	提出先	水道総務課契約財	·産担当(津市水道局,	庁舎1階)FAX059-237-5819				
	入札方法		留・簡易書留に限る	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日	<b>3</b> 必着					
	郵 送 先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	留 津市水道局 水道総務課				
開札日時	平成30年9月		午前11時20分					
及び場所	津市水道局庁	舎2階 入札室						
予定価格	120	6,060,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有							
入札保証金	免 除							
契約保証金	契約金額の1	00分の10以上						
前 金 払	有							
部 分 払	無							
	・本公告に定め	る事項以外について	 は、 <b>事後審査型条件</b> (					
			の雇用関係が継続して					
その他	・水道局が指定	する講習会等とは、	公益社団法人日本水流	道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法				
C -> 1EE	人日本ダクタイ	ル鉄管協会の継手接		は耐震管口径450mm以下) 又は鋳鉄管製造				
	/ 一 // 一 // 凹 配 官 	1X肥舑自云(N S 形	□ 在490mm以下) を	· v · ノ。				

	1	· 假贶 <b>于人</b> 化					
公 告 日	1 /// -	0年8月13日	工事担当課		浄水課 		
工事名	平成30年度	浄水第26号					
工 爭 石	片田浄水場排水設備工事						
工事場所	津市 片田記	<b></b>		地内			
	排水管布設工 φ125mm~φ50mm L=31.1m						
<b>工                                    </b>	汚水桝設置工 φ150mm N=6箇所 集水桝設置工 N=3箇所						
工事概要	無水桝設直工 舗装復旧工 A						
	丽秋及旧上 1	1 001112					
工期	契約締結の日	から 平成31年	1月31日 まで				
発注業種	管						
	建設業許可	特定・一般					
	所在地要件	市内本店					
	格付要件	あり					
	1117 2 11	【ブロック】津・香良洲	【地区】津•香良洲		【格付】C		
	地域·	【ブロック】	【地区】		【格付】		
	格付要件	【フ゛ロック】	【地区】		【格付】		
参加資格		[7 µÿ7]	【地区】		【俗刊】		
に関する 事 項	同種工事						
	実績要件						
			T				
	技術者要件	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)					
	2011	現場代理人常駐配置(主任技術者と兼務可)					
	その他要件						
	この個女件						
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9月	3	まで		
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入札	・契約」			
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9月	3	まで		
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 Tel059-	226-5214			
ᇌᆁᄝᆂᄷ	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 まで	で(指定の質	問書を使用すること)		
設計図書等 に 関 す る	回答日	平成30年8月29日	ホームページ	こて回答			
質問	提出先	水道総務課契約財	産担当(津市水道局		FAX059-237-5819		
	入札方法		留・簡易書留に限る				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日					
7 1 - 2 1 1 - 3	郵送先		郵便㈱津中央郵便局	留 津市オ			
	平成30年9月		<b>午後1時30分</b>	д + 14/7	A SEMBAN WIN		
開札日時 及び場所		<b>30日</b> 舎2階 入札室	, pt. 149007J				
		700,000	 円 (税抜き)				
最低制限価格		700,000	口 (枕扱さ)				
	·						
入札保証金	免除						
契約保証金	免除						
前金払	有						
部分払	無						
	・本公告に定め	る事項以外について	は、事後審査型条件化	寸一般競争入	<b>、札共通事項</b> のとおりとする。		
	※本市発注工事	とは調達契約課又は	水道局発注工事で、打	担当課執行分	うを除く。		
その他							
<u>-</u>	-						

	宜空余件的一 「一一一」。				\6   ===			
公 告 日	1 7 7 4	0年8月13日	工事担当課		浄水課			
工事名	平成30年度	浄水第32号						
	三雲浄水場内	水道水相互融通用配	水流量計修繕					
工事場所	松阪市 甚目	<u></u>		地内				
	電磁流量計変							
工 東 柳 亜	# 排水ポンプ 1 <sup>-1</sup>	台						
工事概要								
工期	契約締結の日							
発注業種	電気							
	建設業許可	特定・一般						
	所在地要件 東海三県(愛知県、岐阜県、三重県)内本店又は支店等							
	格付要件	なし						
		【フ゛ロック】	【地区】		【格付】			
	地 域・	【ブ゛ロック】	【地区】		【格付】			
	格付要件	【ブロック】	【地区】		【格付】			
参加資格		17 4991			[AHT] ]			
に関する 事 項	同種工事	過去10年間(平成)	20年度以降)に施工か	「完了した官な	公庁等元請実績で以下のとおり			
	実績要件	電気工事で発注され	れた上水道施設の電気	.設備(計装設	は備)の製作、据付工事又は修繕			
		→ /T /E/-TE) ++ /4 寸。	日世廷の世仏本/中で	ケクFA) N L の	<b>**</b> / ナナ ※ 注 フ 市 に かは 7 市 <i>に</i> 取 案 〉			
	技術者要件	主任(監理)技術者 同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置						
		現場代理人 常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること その他要件							
			28年10月1日~平成		日)			
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9月	• •	まで			
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	ホームページ「入札	・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9月	月3日	まで			
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	市半田141 Tel059-	226-5214				
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 まで	で(指定の質	問書を使用すること)			
に関する	回答日	平成30年8月29日 ホームページにて回答						
質問	提出先	水道総務課契約財	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階)FAX059-237-5819					
	入札方法	郵便入札(一般書	留・簡易書留に限る	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3日	<b>3</b> 必着					
	郵送先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	留 津市オ	K道局 水道総務課			
開札日時	平成30年9	<b>月</b> 6日	午後1時50分					
及び場所	津市水道局庁	舎2階 入札室						
予定価格	1.	266,000	円 (税抜き)					
最低制限価格	有	<u> </u>						
入札保証金	免除							
契約保証金	免除							
前金払	有							
部分払	無							
HP // 144	7	ス重項以外について	    汁   <b>重後案</b> 杏刑冬州	计一般辞争 7				
					、化共通事項のこねりとする。 、、公団、事業団その他政令で定			
7. 116	める法人を含む	。)、都道府県、市	町村等及びコリンズを	登録された公	、			
その他			、石油)、通信会社等		、 ナ (f人 )			
	**本巾発圧上事	とは調産契約課义は	水道局発注工事で、拮	<sup>旦</sup> 当課	がでほく。			

争饭番	<u> </u>	<b>版</b>						
公 告 日	平成30	年8月13日	業務担当課	工務課				
業務名	平成30年度	工務第38号						
未伤石	河芸町一色ほ:	か2町地内配水管詳	細設計業務委託					
業務場所	津市 河芸町	丁一色ほか2町		地内				
	配水管設計 /	、口径・開削 L=910	.0m					
	配水管設計 /	、口径・推進 N=1箇	所					
業務概要								
期間	契約締結の日							
発注業種		ンサルタント	<b>-7711.14</b> 0. 1					
九二八世	エバスボー		ンサルタント	部門 上水道及び工業用水道				
	登録要件			第717号) 第2条第1項の規定による登録を受けていること				
	 所在地要件	市内本店又は市内		初1117)対と本対1・東の死人による立跡と支げていること				
		市内本店	営業収入金額を有す	- Z > L				
	当該部門 における	市内支店等	営業収入金額を有す	<u> </u>				
	営業収入 金額要件	川州人乃守	呂耒収八並領を有り	<u>೧</u> ೯೭				
	並領女性							
参加資格	同種業務	過去10年間(亚成	20年度以際)に履行も	       が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり				
に関する 事 項	実績要件	浄水施設又は配水		元」した日本川寺九明天順で以下のと839				
7								
		管理技術者 同業	種(同部門)に係る技術士、技術管	管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)				
	技術者要件 照査技術者 同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれ							
	その他要件							
設計図書	閲覧期間	本公告の日から	平成30年9	月3日 まで				
の閲覧	閲覧場所	水道総務課・津市	fホームページ「入札	・契約」				
設計図書	購入期間	本公告の日から	平成30年9	月3日 まで				
の購入	販 売 店	アサヒ感光社 津	計半田141 ™1059-	-226-5214				
設計図書等	提出期限	平成30年8月24日	午後 5 時 ま	で(指定の質問書を使用すること)				
に関する	回答日	平成30年8月29日	ホームページ	にて回答				
質問	提出先	出 先 水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819						
	入札方法	郵便入札(一般書	詩留・簡易書留に限る	)				
入札方法等	提出期限	平成30年9月3	日 必和					
	郵送先	〒514-8799 日本	郵便㈱津中央郵便局	留 津市水道局 水道総務課				
開札日時	平成30年9月	6日	午後2時10分					
及び場所	津市水道局庁舎2階 入札室							
予定価格	6,480,000 円 (税抜き)							
最低制限価格	有							
入札保証金	免 除							
契約保証金	契約金額の100分の10以上							
前 金 払	有							
部 分 払	無							
	・本公告に定め	る事項以外について						
				独立行政法人、公団、事業団その他政令で定				
その他	める法人を含む	。)、都道府県、市	では、国の機関で でで対等及びコリンズ 、石油)、通信会社	登録された公益民間企業(交通(鉄道、空				
	※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。							

尹 (2 ) (2 )	<u>企型条件付一</u>	放出すべれ			T		
公 告 日	平成30	年8月13日		業務担当課		工務課	
業務名	平成30年度	工務第39号	<del></del>				
来伤石	河芸町一色ほ	か2町地内配か	(管詳細部	と計業務に伴う源	則量業務	<b>条委託</b>	
業務場所	津市 河芸町一色ほか2町 地内						
	路線測量 L=	0.97km					
	現地測量 N=	k N=1業務					
業務概要							
期間	契約締結の日	から <b>平反</b>	31年1月	 17日 まで			
発注業種	測量						
70 III 7K III	W. <del>-</del>	業種 測量			部門	測量一般	
	登録要件		□94年注律	*第188号)第55a		「の規定による登録を受けていること	
		市内本店	H21 T 12 H	-W1100/J / W100.	WA11.8	シンがんによる立跡と又() (* ること	
		市内本店	<b>骨紫</b> 巾	入金額を有するこ	- L		
	当該業種 における	山北7本/白	百禾収。	八亚帜で円りる、			
	営業収入 金額要件						
	立 似 女 什						
参加資格	同種業務						
に関する 事 項	実績要件						
		) to II (b) de	NO. III	/ 1 74. > 316.75;	- 11		
	14 4 bt - 14 art (d)	主任技術者 測量士(本市発注業務における専任配置)					
	技術者要件						
	7 - U 77 U						
	その他要件						
	閲覧期間	本公告の日本	\ C	平成30年	оноп	まで	
設計図書の閲覧	閲覧場所			ームページ「入 <sup>*</sup>			
	購入期間				2 ***		
設計図書の 購入	販売店	本公告の日本		平成30年 <del></del>	9-226-5	まで	
711	提出期限	平成30年8月				2214 6定の質問書を使用すること)	
設計図書等							
に 関する 間 問	回答日	平成30年8月29日       ホームページにて回答         水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819					
	提出先					1 陌	
7 Jul January 1	入札方法			・簡易書留に限			
入札方法等	提出期限	平成30年9			<b>着</b>	<b>冲→1.</b> *∀□ 1.*∀₩₹₩₹₩	
	郵送先				向 留	津市水道局 水道総務課	
開札日時 及び場所	<b>平成30年9月</b>		_	後2時30分			
	津市水道局庁舎2階 入札室						
予定価格	5,573,000 円 (税抜き)						
最低制限価格	有						
入札保証金	免 除						
契約保証金	契約金額の100分の10以上						
前金払	有						
部分払	無						
	・本公告に定め	る事項以外につ	oいては、	事後審査型条例	牛付一般	<b>设競争入札共通事項</b> のとおりとする。	
その他	※本市発注業務	とは調達契約説	果又は水道	<b>首局発注業務で、</b>	担当課	果執行分を除く。	
CV기만							

津市消防本部公告第1号

平成30年度津市消防職員採用試験を次のとおり実施します。

平成30年8月3日

津市消防長 東 海 千 秋

別紙のとおり

## 1 職種、採用予定人数及び受験資格

職	採用	į	受 験		資	格	
	予定	学   歴	等			生年月	日等
種	人数		•			_ , ,,	•
		(1) 学校教育法によるプ	大学院・大学・	0	大学院修	了	
		短期大学・高等専門等	学校・専修学校	ξ	昭和60	年4月2日	以降出生の人
		(専門課程)・高等学	ど校・中学校 フ	( )	大学卒		
		はこれらに相当すると	ヒ消防長が認め		昭和62	年4月2日	以降出生の人
消	八	る学校等を卒業(修了	了)した人又に	t O	短期大学	・ 高等専門 f	学校・専修学校(専
防	人	平成31年3月卒業	(修了) 見込み	. F	門課程)卒	2	
1977	程	(中学校卒業見込みを	:除く。) の人		平成元年	4月2日以	降出生の人
職	度	(2) 消防長が(1)に掲げる	る人と同等の資		高等学校	卒	
		格があると認める人			平成3年	4月2日以	降出生の人
				0	中学校卒	2	
					平成3年	三4月2日以	降平成13年4月
					1 目までに	出生の人	

<sup>◎</sup> 日本国籍を有する人、地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人、通 勤可能な人及び身体健全で消防業務を遂行するに当たって支障のない人

## 2 職務内容

火災・救急・救助等における災害対応業務及びその他消防行政に関し、隔日(24時間)勤務又は毎日 勤務による職務に従事することになります。

# 3 受験手続等

#### (1)受付期間・受付時間

平成30年8月3日(金)から平成30年8月24日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### (2)提出書類

- ア 津市消防職員採用試験申込書(受験票付き)-----1通
  - ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、**受験票は申込書から切り離さないでください。**
  - ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色の A4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。 印刷用紙に白色の A4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。
- ※ 申込書は必ず**受験者本人が直筆で記入**してください。
- イ 返信用封筒-----2通(持参による申込みの場合は1通)
  - ※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)
  - ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参による申込みの場合は、 第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、**82円切手をはり付け**、あて先に受験者の 郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

#### (3)提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市消防職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、<u>必ず</u> **簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。** 

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに津市消防本部消防総務課(消防本部庁舎2階) に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-1101 津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課あて

#### イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課(消防本部庁舎2階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

#### (4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、 書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらによ り生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してく ださい。

- イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。
- ウ 郵送による場合で平成30年9月3日(月)までに受験票が届かないときは、津市消防本部消防 総務課(電話番号 059-254-0351) へお問い合わせください。
- エーインターネット、電子メール等による提出はできません。
- オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

### 4 第1次試験

#### (1) 試験科目

教養試験、消防適性検査及び体力検査

#### (2) 試験の内容

試	験	科	目	試 験 の 内 容
教	養	試	験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、 判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式によ る筆記試験
消	防 適	性検	查	消防職員としての適応性を性格的な面及び認知能力の面からみ るための択一式による筆記検査
体	力	検	査	消防職員として必要な体力・運動能力の検査

- ※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。
- ※ 試験問題及び検査問題は、活字印刷文で出題します。
- ※ 体力検査を含め、試験中の事故等については一切責任を負いかねます。

#### (3) 試験日

平成30年9月16日(日)

#### (4) 試験場所

津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地) ※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

### (5) 結果発表

平成30年10月9日(火)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

## 5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目

口述試験(個人面接)及び作文試験

#### (2) 試験日

平成30年10月22日(月)又は平成30年10月23日(火)(予定) 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

### (4) 結果発表

平成30年11月初旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

## 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1)試験科目

口述試験(個人面接)及び集団討議

## (2) 試験日

平成30年11月中旬から下旬 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

## 7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、 通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

## 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、2019年(平成31年)4月1日に採用する予定です(当該採用 日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)。
- (2) 上記(1) の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。 なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。
- (3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

## 9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学    歴	初任給(給料)※1	給与月額(見込)※2
大学院(修士課程)修了	192,700円	238,300円
大学卒	179,200円	222,400円
短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程) 卒	162,700円	203,100円
高等学校卒又は中学校卒(18歳の 場合)	151,500円	190,000円

- ※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。
- ※2 上記の給与月額は、給料、地域手当(勤務地:津市)、時間外勤務手当、夜間勤務手当及 び特殊勤務手当を含んでいます(100円未満の金額については切り捨てで表記していま す。)。また、時間外勤務手当については、平成29年度1人当たりの平均時間外勤務時間数 を元に算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当(平成29年度実績4.4月分)が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

#### 10 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

ア 隔日(24時間)勤務の場合 午前8時30分から翌日午前8時30分まで

イ 毎日勤務の場合 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 採用後、約9か月間は、三重県消防学校で初任科教育訓練等を受けます(全寮制)。

#### (2) 勤務場所

消防本部、消防署、分署及び分遣所で勤務します。

#### (3)休日

ア 隔日(24時間)勤務の場合 4週間で8週休日となる変則勤務となります。

イ 毎日勤務の場合

週休2日制(土曜日・日曜日)で、国民の祝日に関する 法律に規定されている休日及び年末年始の休日(12月 29日から翌年の1月3日まで)があります。

#### (4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇(結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

#### (5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

### イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

# (6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する課署等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

#### イ プリセプター制度

消防の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

#### ウ 研修制度

消防職員としての基礎を学ぶ初任科教育、救急課程など三重県消防学校での研修、火災、救急、救助等の実務研修など様々な研修を実施しています。

## 11 その他

#### (1)条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務 を良好な成績で遂行したときに正式採用になります(給与等に変動はありません。)。

#### (2) 問い合わせ

この試験の詳細については津市消防本部消防総務課(消防本部庁舎2階)までお問い合わせください。

電話番号(059-254-0351)

津市教育委員会告示第11号 教育委員会を次のとおり招集する。 平成30年8月15日

# 津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

- 1 招集の日時平成30年8月21日(火) 午前9時30分から
- 2 招集の場所津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 平成30年度津市一般会計補正予算(第3号) < 教委所管分>について
  - (2) 津市立学校設置条例の一部の改正について
  - (3) 平成31年度使用中学校用教科用図書(道徳)の採択について

津市教育委員会公告第2号

平成30年度津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験を実施します。 平成30年8月3日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

別紙のとおり

## 1 職種、採用予定人数及び受験資格

職	採用	受 験	資 格
種	予定 人数	免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	二人程度	<b>条</b>	昭和62年4月2日以降出生の人 学校教育法第9条(校長、教員の欠格 (由)及び地方公務員法第16条(欠格 (項)の各号のいずれにも該当しない人 (通勤可能な人
養護教諭	一人程度	養護教諭普通免許状を有する人又は 平成31年3月までに有する見込みの 人	

## 2 職務内容

職種	職務内容
幼 稚 園 教 諭	幼稚園、児童福祉施設(保育所等)等その他の施設における 幼児教育業務、児童の保育業務等
養護教諭	幼稚園、その他の施設における幼児児童の養護業務等

### 3 受験手続等

#### (1) 受付期間·受付時間

平成30年8月3日(金)から平成30年8月24日(金)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

#### (2)提出書類

- ア 津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験申込書(受験票付き)-----1通
  - ※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。
  - ※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色の A4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。 印刷用紙に白色の A4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。
- ※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。
- イ 返信用封筒-----2 通(持参による申込みの場合は1通)
  - ※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)
  - ※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参による申込みの場合は、 第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、**82円切手をはり付け**、あて先に受験者の 郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

#### (3)提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験申込書在中」と朱書きの上、**必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。** 

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育 委員会庁舎4階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

#### イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

平成30年8月24日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

#### (4) その他

- ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、 書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがあります。これらによ り生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してく ださい。
- イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。
- ウ 郵送による場合で平成30年9月3日(月)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課(電話番号 059-229-3292)へお問い合わせください。
- エ インターネット、電子メール等による提出はできません。
- オ 申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

### 4 第1次試験

#### (1)試験科目

職種	試	験	科	Ш
幼 稚 園 教 諭		<b>独全社</b>	. 古田社幹	
養 護 教 諭		教食訊練	・専門試験	

#### (2)試験の内容

試	験	科	目	試	験	$\mathcal{O}$	内	容
教	養	試	験	時事、社会 断・数的推理 記試験			・般知識並びに 」についての択	

専門	幼稚園教諭	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式 による筆記試験
試験	養護教諭	応急手当、感染症、学校環境衛生、学校保健等に関する論述式に よる筆記試験

- ※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。
- ※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

## (3) 試験日

平成30年10月14日(日)

### (4) 試験場所

津市立三重短期大学(津市一身田中野157番地)

#### (5) 結果発表

平成30年11月上旬に受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知 日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

## 5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目・試験日

職種	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
幼 稚 園 教 諭	実技試験 (課題実技) 職場適応性検査	平成30年11月10日(土)
養護教諭	口述試験(個人面接) 実地試験(グループワーク) 職場適応性検査	平成30年11月11日(日)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

# (2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

### (3) 結果発表

平成30年11月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとと もに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

## 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目

口述試験(個人面接)

### (2) 試験日

平成30年12月上旬 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業(見込)証明書等の書類を提出していただきます。 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

# 7 最終合格者発表

平成30年12月中旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、 通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

# 8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成31年4月1日に採用する予定です(当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。)。
- (2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。 なお、当該繰上げを行う期間は、2020年3月31日までとします。
- (3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

# 9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、 通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学   歷	初任給(給料)※1	給与月額(見込)※2
大学卒	180,600円	199,300円
短期大学・専修学校(専門課程)卒	163,800円	180,800円

- ※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成30年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、 採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等 がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。
- ※2 上記の給与月額は、給料、地域手当(勤務地:津市)、教職調整額及び義務教育等教員特別 手当を含んでいます(100円未満の金額については切り捨てで表記しています。)。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当(平成29年度実績4.4月分)が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

# 10 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は正午から午後1時まで)です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

### (2) 勤務場所

幼稚園、保育所等で勤務します。

#### (3) 休日

原則として、週休2日制(土曜日・日曜日)で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

#### (4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇(結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等)、病気休暇、介護休暇、 介護時間、育児休業および部分休業等があります。

### (5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

## イ 健康保険等

公立学校共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

#### ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

### (6) 人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する園等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

#### イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

#### ウ研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

# 11 その他

# (1) 条件付採用について

採用後1年の間は、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります(給与等に変動はありません。)。

# (2) 併願について

津市が実施する職員(保育士等)の採用試験との併願が可能です。

### (3) 問い合わせ

この試験の詳細については津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)までお問い合わせください。

電話番号(059-229-3292)

#### ○ 日本国籍を有しない人が津市幼稚園教諭・養護教諭採用試験を受験するに当たって

# 日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがいまして、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」 にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」 にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

#### ○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

# 津市選挙管理委員会告示第34号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、 白山町土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及 び第4項の規定により告示する。

平成30年8月1日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

1 選挙期日 平成30年8月8日

2 投票の時間 午前8時30分から午後5時まで

3 選挙すべき総代の数 30人

## 津市選挙管理委員会告示第35号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第8条第7項の規定により告示する。

平成30年8月1日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

1 選挙長

氏名 安田 一雄

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理 すべき者

氏名 中西 慶德

# 津市選挙管理委員会告示第36号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第8条第7項の規定により告示する。

平成30年8月1日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

# 選挙立会人

住	氏 名
00000000000	池田 昌司
000000000000	坂下 敏夫

# 津市選挙管理委員会告示第37号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年8月9日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部を改正する告示 三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区(平成18年津市選挙管理 委員会告示第10号)の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

投票区	区域	
第1投票区	第2投票区の区域を除いた区域	
第2投票区	雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、雲出島貫町、雲	
	出鋼管町、香良洲町	

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

# 津市選挙管理委員会告示第38号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第21 条第2項の規定により告示する。

平成30年8月9日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
小林 久彦	津市白山町山田野1485番地1
服部 央	津市白山町山田野497番地
森川 茂幸	津市白山町山田野205番地
須田 彰	津市白山町八対野424番地
安達 久夫	津市白山町八対野761番地
西山 一弘	津市白山町八対野1120番地
鏡 髙博	津市白山町藤653番地
淺井 競	津市白山町藤196番地
山岸 泰平	津市白山町稲垣115番地
川原田 俊博	津市白山町稲垣409番地1
岩﨑 溥	津市白山町南家城1072番地
岩崎 和也	津市白山町南家城1040番地1
西川 操	津市白山町南家城1459番地1
諸木 久	津市白山町北家城334番地
天花寺 公一	津市白山町北家城433番地
前川 一良	津市白山町北家城485番地2
森 成昭	津市白山町藤325番地
鏡 仁治	津市白山町藤687番地
岡﨑 宏	津市白山町南家城860番地4
島田 浩伸	津市白山町南家城789番地2
神尾 秀人	津市白山町南家城1170番地1
海野 幸助	津市白山町南家城1068番地
藤井 義秀	津市白山町南家城189番地1
大西 一美	津市白山町南家城1149番地1
真柄 幸司	津市白山町川口2036番地
奥川 重光	津市白山町川口2476番地
大田 章一	津市白山町川口1231番地
田中 忠一	津市白山町川口3576番地
中谷 秀也	津市白山町川口832番地
籔内 利春	津市白山町川口3469番地2

# 津市選挙管理委員会告示第39号

平成30年8月8日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第22条第2項の規定により告示する。

平成30年8月9日

津市選挙管理委員会 委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

当選者氏名	住所
小林 久彦	津市白山町山田野1485番地1
服部 央	津市白山町山田野497番地
森川 茂幸	津市白山町山田野205番地
須田 彰	津市白山町八対野424番地
安達 久夫	津市白山町八対野761番地
西山 一弘	津市白山町八対野1120番地
鏡 髙博	津市白山町藤653番地
淺井 競	津市白山町藤196番地
山岸 泰平	津市白山町稲垣115番地
川原田 俊博	津市白山町稲垣409番地1
岩﨑 溥	津市白山町南家城1072番地
岩崎 和也	津市白山町南家城1040番地1
西川 操	津市白山町南家城1459番地1
諸木 久	津市白山町北家城334番地
天花寺 公一	津市白山町北家城433番地
前川 一良	津市白山町北家城485番地2
森 成昭	津市白山町藤325番地
鏡 仁治	津市白山町藤687番地
岡﨑 宏	津市白山町南家城860番地4
島田 浩伸	津市白山町南家城789番地2
神尾 秀人	津市白山町南家城1170番地1
海野 幸助	津市白山町南家城1068番地
藤井 義秀	津市白山町南家城189番地1
大西 一美	津市白山町南家城1149番地1
真柄 幸司	津市白山町川口2036番地
奥川 重光	津市白山町川口2476番地
大田 章一	津市白山町川口1231番地
田中 忠一	津市白山町川口3576番地
中谷 秀也	津市白山町川口832番地
籔内 利春	津市白山町川口3469番地2